

令和5年 朝日村議会

## 3月定例会会議録

令和5年 3月7日 開会

令和5年 3月17日 閉会

朝 日 村 議 会

## 令和5年朝日村議会3月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月7日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○発議第1号並びに議案第5号から議案第37号までの上程	7
○議案提案説明	7
○議案第22号及び議案第23号の議案内容説明	14
○議案第22号及び議案第23号の質疑、討論、採決	15
○発議第1号並びに議案第5号から議案第21号まで及び議案第24号から議案第37号までの議案内容説明	16
○散 会	16
○署名議員	17

### 第 2 号 (3月14日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19

○事務局職員出席者	19
○開 議	20
○議事日程の報告	20
○会議録署名議員の指名	20
○諸般の報告	20
○一般質問	21
齊 藤 勝 則 君	21
小 林 弘 之 君	30
羽多野 美 映 君	37
高 橋 良 二 君	52
清 沢 正 毅 君	55
高 橋 廣 美 君	69
林 邦 宏 君	74
中 村 文 映 君	81
○散 会	95
○署名議員	97

### 第 3 号 (3月17日)

○議事日程	99
○出席議員	100
○欠席議員	100
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
○事務局職員出席者	100
○開 議	101
○議事日程の報告	101
○会議録署名議員の指名	101
○諸般の報告	101
○発議第1号並びに議案第5号から議案第21号まで及び議案第24号から議案第 37号までの質疑、討論、採決	102
○追加議案 諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの	

上程	1 1 5
○議案提案説明	1 1 6
○議案内容説明	1 1 7
○諮問第 1 号及び諮問第 2 号並びに同意第 1 号から同意第 1 2 号までの質疑、討論、 採決	1 1 7
○議員派遣について	1 2 1
○閉会中の継続調査の申出について	1 2 2
○村長挨拶	1 2 2
○閉 会	1 2 3
○署名議員	1 2 5

令和5年朝日村告示第7号

令和5年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月2日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和5年3月7日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（9名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
11番	北 村 直 樹 君		

不応招議員（なし）

令和5年朝日村議会3月定例会 第1日

議 事 日 程 (第1号)

令和5年3月7日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

(付議事件)

第 4 発議第 1号 朝日村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第 5 議案第 5号 朝日村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第 6 議案第 6号 朝日村公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定について

第 7 議案第 7号 朝日村空家等の適切な管理に関する条例の制定について

第 8 議案第 8号 朝日村課設置条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 9号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第10 議案第10号 朝日村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第11号 朝日村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第12 議案第12号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

第13 議案第13号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第14 議案第14号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第15 議案第15号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第16 議案第16号 朝日村電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改

正する条例について

- 第 1 7 議案第 1 7 号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 1 8 号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 1 9 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第 2 0 議案第 2 0 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 2 1 議案第 2 1 号 財産の取得について
- 第 2 2 議案第 2 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 2 3 議案第 2 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度朝日村一般会計補正予算（第 1 1 号）について
- 第 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 9 議案第 2 9 号 令和 4 年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 0 議案第 3 0 号 令和 4 年度朝日村下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 1 議案第 3 1 号 令和 5 年度朝日村一般会計予算について
- 第 3 2 議案第 3 2 号 令和 5 年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第 3 3 議案第 3 3 号 令和 5 年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第 3 4 議案第 3 4 号 令和 5 年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 3 5 議案第 3 5 号 令和 5 年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第 3 6 議案第 3 6 号 令和 5 年度朝日村簡易水道事業会計予算について
- 第 3 7 議案第 3 7 号 令和 5 年度朝日村下水道事業会計予算について
- 第 3 8 発議第 1 号並びに議案第 5 号から議案第 3 7 号までの議案提案説明
- 第 3 9 議案第 2 2 号及び議案第 2 3 号の議案内容説明
- 第 4 0 議案第 2 2 号及び議案第 2 3 号の質疑、討論、採決
- 第 4 0 発議第 1 号並びに議案第 5 号から議案第 2 1 号まで及び議案第 2 4 号から議案第 3 7 号までの議案内容説明



---

出席議員（9名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
11番	北 村 直 樹 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 光 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年朝日村議会3月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則 議員

9番 小林弘之 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎発議第1号並びに議案第5号から議案第37号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第4、発議第1号並びに日程第5、議案第5号から日程第37、議案第37号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第38、ただいま提出されました発議第1号並びに議案第5号から議案第37号までの議案提案理由の説明を求めます。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 発議第1号の提案理由の説明をいたします。

発議第1号 朝日村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の規定は、地方公共団体には直接適用されることとなりますが、議会は適用対象外とされ、自律的な対応に委ねられるものとされています。

現在、朝日村議会の個人情報の保護制度は、朝日村個人情報保護条例によって規律されていますが、改正後、個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降は、その条例が廃止されることから、引き続き同水準で朝日村議会の個人情報の保護制度を規律するため、新たに条例を制定するものです。

以上、提案理由の説明です。議員各位のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに令和5年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より議員、村民の皆様方には、村政に多大なるご理解を賜り、感謝を申し上げます。

初めに、1年前の3月定例会で、ロシアが起こしたウクライナへの侵略戦争に対して、いかなる理由・背景があろうとも誠に遺憾であり、強く抗議の意を発し、即刻の殺りく停止と撤兵を強く訴えますと抗議の意を表しました。1年が経過しましたが、侵略戦争はまだまだ続き、貴い人命が今も失われております。そして、全世界に与えた政治・経済への影響は計り知れません。改めてロシアに対し、戦争の停止と撤兵を強く求めるものでございます。

コロナ第8波は、状況の改善は見えますが、いまだ終息には至らず、くすぶった状態が続いています。2月中旬にも、朝日村においてクラスター的な発生がありました。今後、マスクの着用も個人の判断に任されることになり、5月連休明けからはコロナの分類が5類感染症に変更となりますが、今後もコロナ感染の動向には注意を払ってまいります。

朝日村の顔であるウインタースポーツですが、予定どおり厳寒の冬らしいシーズンを迎え、スケート場、スキー場は、ほぼ予定どおりの営業となりました。昨シーズン、スキー場は、コロナ第6波により計画は総崩れとなってしまいましたが、今シーズンは約2万5,000人の利用者で、令和元年のコロナ前の160%とお客様も戻ってまいりました。

向陽台住宅団地の第3期の販売状況ですが、25区画完売をいたしました。コロナ禍でありながら、販売計画2年を計画どおり推進できたことは評価に値することと思います。

さて、私の任期も2か月を切りました。昨年の12月定例会で、2期目に出馬するよう表明させていただき、福祉と融和にあふれ、明るく楽しく静かに暮らせる村づくりをスローガンに、2期目にチャレンジをしてまいる所存でございます。

3月定例会は、新年度の予算議会でもありますが、4月の選挙を見据え、骨格予算の編成といたしました。

それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日提案しました議案は、条例14件、辺地計画1件、公平委員会の規約1件、財産の取得1件、契約2件、予算14件の計33件でございます。

まず初めに、議案第5号 朝日村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報の取扱いに必要な事項を定めるため、条例を新たに制定するものでございます。

次に、議案第6号 朝日村公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、朝日村公文書公開条例に規定する公文書公開審査会に個人情報保護制度の運用に係る調査・審議等を取り扱う新たな諮問機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第7号 朝日村空家等の適切な管理に関する条例の制定につきましては、空き家の適切な管理について、村及び所有者等の責務を明らかにし、空き家等に関する対策を推進するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第8号 朝日村課設置条例の一部を改正する条例につきましては、課の分掌業務の見直しに伴い、所要の改定を行うものでございます。

次に、議案第9号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、附属機関の委員会等を加除するため、所要の改定を行うものでございます。

次に、議案第10号 朝日村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、委任の規定を改正するものでございます。

次に、議案第11号 朝日村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、附属機関に追加された非常勤特別職の報酬等の規定を追加するものでございます。

次に、議案第12号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、現在では不要な手数料項目を削除するものでございます。

次に、議案第13号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第14号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正する省令により、児童福祉施設における業務継続計画の策定等の規定を追加するものでございます。

次に、議案第15号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、塩尻市衛生センター利用料の改正に伴い、し尿及び浄化槽汚泥に係る手数料を改正するものでございます。

次に、議案第16号 朝日村電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、役場庁舎駐車場に設置の電気自動車用充電器について、利用者の利便性を図るため、会員制充電専用カードの仕様規定を追加するものでございます。

次に、議案第17号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産育児一時金の支給額を改正するものでございます。

次に、議案第18号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得額を改正するものでございます。

次に、議案第19号 辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、国の法律の規定に基づき、御馬越辺地ほか2か所の辺地計画を策定するにつき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、長野県公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に伴い、規約を改正するものでございます。

次に、議案第21号 財産の取得につきましては、改修工事が行われました旭ヶ丘公営住宅1棟2戸の買入れにつきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第22号 工事請負変更契約の締結につきましては、令和4年9月16日に契約を締結しました令和4年度御道開渡橋橋梁修繕工事に当たり、橋梁床版面の劣化具合が健全であったため、契約金額を314万6,000円減額し、4,811万4,000円で清沢土建株式会社と仮契約が締結されましたので、法及び条例の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第23号 工事請負変更契約の締結につきましては、令和4年7月29日に契約を締結しました令和4年度村道針尾幹2号線排水路整備工事に当たり、歩道未舗装部分の舗装

工事等の増により契約金額を171万6,000円増額し、6,584万6,000円で清沢土建株式会社と仮契約が締結されましたので、法及び条例の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第24号から議案第30号までは補正予算でございます。

初めに、議案第24号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ1億2,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,400万円とするものでございます。

歳入では、地方交付税1億3,460万円を増額し、県支出金901万4,000円、村債1,917万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、財政調整基金積立金2億5,877万円、橋梁長寿命化修繕事業900万円、除雪費450万円、肥料価格高騰対策補助金335万円、そのほか、決算見込み精査に伴うものでございます。

次に、議案第25号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,270万円とするものでございます。主なものは、財政調整基金の増額に伴うものでございます。

次に、議案第26号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ2,620万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,190万円とするものでございます。主なものは、保険給付費の決算見込み精査に伴うものでございます。

次に、議案第27号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,080万円とするものでございます。主なものは、保険料等負担金の決算見込み精査に伴うものでございます。

次に、議案第28号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,290万円とするものでございます。主なものは、リフト施設等修繕工事等の決算見込み精査に伴うものでございます。

次に、議案第29号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入に82万円を追加し、総額を1億4,528万円、収益的支出を11万円減額し、総

額を1億1,559万円、資本的収入を670万円減額し、総額を1億7,971万円、資本的支出を670万円減額し、総額を2億1,718万円とするものでございます。主なものは、大尾沢浄水場建設事業等の決算見込み精査に伴うものでございます。

次に、議案第30号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入に7万円を追加し、総額を4億4,419万円、収益的支出に24万円を減額し、総額を2億6,400万円、資本的収入に360万円を追加し、総額を4,386万円、資本的支出に120万円を減額し、総額を2億8,155万円とするものでございます。主なものは、受益者負担金の増額、ストックマネジメント全体計画策定事業等の決算見込み精査に伴うものでございます。

次に、議案第31号から議案第37号までは新年度予算でございます。

初めに、議案第31号 令和5年度朝日村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,600万円とするものでございます。前年度対比0.1%の減で、骨格予算編成となっております。

増減の大きな主な内容について申し上げます。

歳入では、村税が前年度対比6,522万円の増でございまして、村内電力事業者の設備増強工事完了による固定資産税の増額等を見込んでございます。

地方交付税は、前年度対比3,550万円の減額を見込んでございます。

国庫支出金は、前年度対比5,044万円の減額でございまして、新型コロナワクチン接種事業や大型建設事業に伴う補助金の減によるものでございます。

県支出金は、前年度対比4,568万円の増額でございまして、地籍調査事業や土地改良事業に伴う補助金の増によるものでございます。

村債は、前年度対比3,150万円の減額でございまして、臨時財政対策債の減に伴うものでございます。

次に、歳出では、総務費が前年度対比2,623万円の減でございまして、主なものとして、人口確保・若者定住のための移住・定住促進事業1,315万円、デジタル社会の実現に向けた自治体情報システム標準化・共通化、地域プロジェクトマネジャー配置などDX関連事業1,004万円、集落支援員配置事業917万円、地域公共交通事業3,804万円、村長・村議会議員一般選挙費1,062万円などでございます。

民生費は、前年度対比4,122万円の増でございまして、法に基づいて支出する社会保障費によるもので、障害者福祉費が前年度比1,365万円増の1億6,247万円、保育所費が前年度比1,389万円増の1億5,532万円などでございます。



衛生費は、前年度対比1,444万円の減でございまして、ごみ処理、健康事業、新エネルギー普及促進事業補助金のほか、出産・子育て応援交付金事業300万円、新型コロナ対策PCR検査等事業125万円などが主なものでございます。

農林水産業費は、前年度対比8,706万円の増でございまして、継続事業で行う圃場整備等の土地改良事業のほか、地籍調査事業1,174万円、ため池廃止事業4,328万円、松くい虫防除対策関連事業3,779万円、森林経営管理制度推進事業543万円などが主なものでございます。

商工費は、前年度対比6,858万円の減でございまして、商工業振興条例による補助金1,100万円、朝日村観光協会運営支援関連事業1,269万円、観光施設管理運営費768万円などが主なものでございます。

土木費は、前年度対比2億7,317万円の減でございまして、経年劣化等に伴う道路維持補修等事業1,100万円、旭ヶ丘団地村営住宅建替え事業4,043万円、除雪費761万円などが主なものでございます。

また、下水道事業会計負担金は、3,822万円減の2億4,103万円としております。

消防費は、前年度対比1億2,332万円の増でございまして、防災センター建設事業1億9,732万円、防火水槽整備事業1,998万円などが主なものでございます。

また、松本広域連合消防費負担金が、696万円増の1億396万円となっております。

教育費は、前年度対比1億575万円の増でございまして、小学校普通教室棟改修工事1億5,600万円、農業者トレーニングセンター長寿命化事業5,440万円、小学校給食費無償化事業1,171万円、高校生通学支援費補助590万円などが主なものでございます。

次に、特別会計等でございます。

初めに、議案第32号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,470万円とするものでございます。主なものは、保険給付費3億1,007万円でございます。

次に、議案第33号 令和5年度朝日村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,900万円とするものでございます。主なものは、保険給付費5億558万円でございます。

次に、議案第34号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,300万円とするものでございます。主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5,227万円でございます。

次に、議案第35号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算につきましては、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550万円とするものでございます。主なものは、人工降雪機レンタル等のスキー場経営費529万円でございます。

次に、議案第36号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計予算につきましては、事業会計予定額の収益的収入を1億4,308万円、収益的支出を1億1,223万円、資本的収入を5億7,482万円、資本的支出を6億451万円、当年度純利益を3,014万円、資金増加額を2億8,539万円とするものでございます。歳出の主なものは、大尾沢浄水場建設事業5億3,436万円でございます。

次に、議案第37号 令和5年度朝日村下水道事業会計予算につきましては、事業会計予定額の収益的収入を4億1,215万円、収益的支出を2億6,967万円、資本的収入を2,443万円、資本的支出を2億2,070万円、当年度純利益を1億4,114万円、資金増加額を861万円とするものでございます。歳出の主なものは、下水道ストックマネジメント個別計画策定事業1,400万円でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者が補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

#### ◎議案第22号及び議案第23号の議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第39、議案第22号から議案第23号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時38分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

---

◎議案第22号及び議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第40、議案第22号及び議案第23号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第22号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号並びに議案第5号から議案第21号まで及び議案第24号  
から議案第37号までの議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第41、発議第1号並びに議案第5号から議案第21号まで及び議案第24号から議案第37号までの議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時27分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時27分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年朝日村議会3月定例会 第2日

議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月14日(火) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

---

出席議員 (9名)

1 番	羽多野 美 映 君	2 番	高 橋 良 二 君
3 番	清 沢 正 毅 君	5 番	高 橋 廣 美 君
6 番	林 邦 宏 君	7 番	中 村 文 映 君
8 番	齊 藤 勝 則 君	9 番	小 林 弘 之 君
11 番	北 村 直 樹 君		

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 山 本 珠 明 君 書 記 北 林 薫 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 羽多野 美 映 議員

2番 高 橋 良 二 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。

また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきください。

---

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（北村直樹君） それでは最初に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤勝則議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

質問の前に一言述べたいことがありますので、やらせてもらいます。

私、今回が最後の一般質問になると思いますが、本当に微力なところ5期、村民の皆さん、また行政の皆さん、議会の皆さんに本当にご協力いただいて、今日までやれてこられたのは本当にありがたいことだと心から感謝しております。

私はちょっと最後になって病んだものですから、調子が悪くなって申し訳なかったですが、今日の質問もちょっとお聞きづらい点があるかもしれませんが、そこら辺お含みのほど、よろしくお願いいたします。

それでは、私は2問の質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

1番、野菜価格安定基金積立ての補助金増額をということでございます。

当村はこの役場庁舎の周りにも垂れ幕がありますが、日本一野菜を食べる村を目指して垂れ幕を掲げているわけでございます。いつも本当にいい表題だなと感じるわけでございます。

また、私も元農業委員の一人としてずっと圃場廃棄などの現実を見てまいりましたし、農家の立場は大変だなと感じておりました。たまたまJA朝日の野菜価格安定積立補助金の資料を見て感じましたので、今回はこの質問に取り上げることにしました。朝日村は農業立村



ですので、取り上げることにいたしました。

補助金は、他市村のJAに比べ、朝日村の積立ての補助額はかなり低いわけでございます。JA松本、塩尻、山形は積立金の約3分の1を補助しているわけでございます。JA朝日村の補助金はその点少額かなと感じておるわけでございます。

そこで、質問でございます。

1番、JA松本、JA塩尻、JA山形のように補助金を3分の1に増額していただきたい。こういうことであります。また、とにかく最近ではコロナ関連で国も支援策、いろいろ打ち出してまいりました。また、風じん対策、廃プラ対策等に配慮いただいておりますが、農業立村としての看板に負けぬよう、他市村、JAと足並みをそろえてぜひ増額していただきたいということでございます。

2は、世界に起きている幾多の紛争で食料自給率は本当に重要であります。朝日村の支援策は、これからの村の発展のためにぜひとも力を入れてやっていっていただきたいと思えます。

以前にも私、この自給率について出しましたが、現在、約37%から8%が日本の自給率と言われております。いよいよ世界の緊急な事態が起きると、これが本当に国防につながるわけでございます。戦争をやることではなくて、私はむしろ国民の皆さんの食料をきちんと守っていくことが本当に大事だということで、今回このように取り上げましたので、ぜひ今後朝日村としてどのように農業を進めていくか、そこら辺の指針についてもお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、野菜価格安定基金の積立ての補助金増額についてでございます。

村では、議員ご承知のとおり、野菜価格安定基金積立補助金といたしまして、250万円をここ数年定額で補助してございます。松本ハイランド農協管内の自治体においては3分の1の補助がなされている状況も把握してございます。しかし、一部自治体では上限の予算額を設け、補助している自治体もございます。また、農協等に確認しましたところ、3分の1ということの文面等で交わした経過はございませんので、その中でご承知をお願いいたします。しかし、今後、財政状況を鑑みながら、村の基幹産業でございます農業を維持発展させ

るため、増額について前向きに検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、これからの農業支援策についてでございます。

第6次村の総合計画と昨年度策定いたしました朝日村農業ビジョンを指針として進めてまいります。特に豊かな自然と大地を生かし、次世代につなげる農業と誰もがチャレンジできる農業の実現を目指してまいります。特に、担い手の育成・確保のための研修制度や補助制度の拡充、農地の担い手への集積・集約化の推進、多様な農業経営スタイルの推進、環境に配慮し、効率的で持続可能な農業の推進などに取り組んでまいります。また、今年度のような肥料価格、資材高騰など、予測できない事態への支援も国・県・農業関係団体と連携し、対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから申しもたもらいまして、当村は250万円ということでありまして、確かに国・県のほうからの補助金も大分このコロナの関係とかいろいろ村も出てまいりましたけれども、それとは別に、村単という形でぜひ増やしてもらいたいということと、もう一つ、野菜とか、そういうものの価格の安定も朝日村の場合、葉野菜の農家が大きく、金額的に見ても、かなりの金額を占めているわけですが、私は前からも言っているんですが、ちょうど私のうちのような小規模農家もどうにか将来もやれるような形に、そういうところにもきめ細やかな支援を、これはJAと協力しないと難しいと思いますけれども、やっていただかないと、やはり小さい農家はますます大変になっていくという感じを受けますし、手放すというようなところも出てくるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺についてちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員、2問目のご質問でございます。

村単を活用しながら、こういった農業者の安定基金の支援についても今、検討し始めますので、いろんなことで対応し、農業をしっかり支援してまいりたいと思っております。

農業ビジョンの中でも、全ての農業者、大小かかわらず農業に携わっていただくというこ

と自体が、今後の議員ご心配の食料自給率の向上につながると思っておりますので、小さな農業から大きな農業まで一連の支援をしてまいり所存でございます。

なお、細かな事業はいろいろ考えておりますが、やはり行政だけではできませんので、JA等としっかり連携を図りながらやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから申しでもらいましたけれども、農業ビジョンの中に、広く考えると、そういうものも入っていると思いますので、ぜひ中小規模農家に対しても、朝日村の農業を発展させる上で、ぜひ力を入れてやっていってほしい。併せて専業農家の方にも、この数年続いております価格の低迷と工場廃棄等で本当に農家の方疲れているんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも力を入れてやっていってほしいことをお願いしまして、私はこの1番目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。

防犯カメラの設置を進めていく必要がということでございます。

昨今、テレビとかニュースをいろいろ見ますと、本当にとんでもない事件が起きて、殊に高齢者の方のうちへ何人かの集団で入っていくとか、車であちこち広範囲に移動して事件を起こしているのを見ると、本当に大変だなと思えます。他山の石とは思えないわけです。私も高齢になりまして、本当にこういうことは心配になってまいりました。たまたまある会議で、こういう意見を出してくれた識者がいたわけですが、それはすぐやらなきゃいけないということで、今、日本各地一般家庭も巻き込んだ強盗殺人事件が頻繁に起こっております。それも組織的で盗難車を使って広範囲にわたってであります。他山の石とは言っておれません。

そこでこのような事態が万が一朝日村で起こった場合に、いかが対応するのか、幾つか質問いたしたいと思えます。

1 番目としまして、このような場合にどのような対応を考えておりますか、お聞きしたいと思えます。

2 番目としまして、当村では防犯カメラを何か所設置しているでしょうか、お聞きしたいと思えます。

3 番目、設置がないようでしたら、通学路とか各地区の入り口などに必要ではないでしょうか。

4 番目、村民に防犯意識の高揚を図る啓発活動をお考えでしょうか。

5 番目としまして、個人情報をごどのように守るのか、お聞きしたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えをさせていただきますと思えます。

最初に、全国で一般家庭を巻き込んだ強盗殺人等が発生している、その対応をとということでございます。

現在、全国で相次いで広域的な強盗殺人事件が発生しておりまして、関連が疑われる事件は関東を中心に14都道府県、少なくとも20件発生したと言われております。この一連の事件は、宅配業者を装って民家に押し入る手口が目立っておりまして、高齢者を中心に不安が広がっている状況でございます。当村におきましても、高齢者世帯も多く、関東圏にも比較的近く、また高速道路からアクセスしやすい、人が入り込みやすい場所にありますので、こうした犯罪を未然に防止し、犯罪被害から地域を守るための取組を行っていく必要があると捉えております。

そこで、当村での防犯カメラの設置状況でございますけれども、当村の防犯カメラの設置状況につきましては、村の公共施設にはそれぞれ防犯カメラを設置しております。役場庁舎に16台、そのほか観光施設を除く7つの公共施設に1台ないし2台、それと村内の消防団詰所にそれぞれ1台を設置している状況でございますけれども、道路や通学路等への防犯カメラの設置は現在のところ、ない状況でございます。

そこで、議員ご質問の防犯カメラの設置が必要ではないかというご質問でございます。道路や通学路への防犯カメラの設置につきましては、以前にも北村議員からご質問をいただき、

村としましては設置に向けて検討を行うこととしておりました。しかし、当時としましては、村内における犯罪も少なく、撮影された映像は犯罪発生時の確認のみに使用を制限することになりますけれども、防犯用として撮影するためには、個人の生活空間まで撮影範囲が及んだり、個人が特定される映像が撮影されたりするなど、肖像権やプライバシーの侵害の問題から、設置に向けた検討が進まない状況でございました。

しかしながら、近年は強盗のような凶悪犯罪も多発しておりまして、この防犯カメラの設置は地域での犯罪発生を抑止力にも効果があると言われております。また、近年は、全国的にもこの防犯カメラの台数も増加しているほか、ドライブレコーダーなどの普及によりまして、カメラでの撮影に対する人々の捉え方も変わってきていると思いますので、この防犯カメラの設置につきましては住民の皆さん、また警察署などの関係機関のご意見、助言をいただき、改めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、防犯意識の高揚を図る啓発活動のご質問でございます。

啓発活動につきましては、現在、塩尻・朝日防犯協会連合会、それと塩尻警察署と協力しまして、ほぼ毎月、回覧板にぶどうの里だよりを掲載し、啓発活動を行っております。啓発の内容には、塩尻警察署管内で発生しております特殊詐欺、車上狙い、農作物やタイヤの盗難のほか、子供の見守り、児童虐待といった内容になっておりますけれども、近年、全国で問題となっているこの強盗対策等につきましても今後塩尻警察署、塩尻・朝日防犯協会連合会と連携しまして、また、村内にも朝日村防犯協会設置してございますので、そういったところで啓発活動を行っていきたくて考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、個人情報をごどのように守るのかという部分でございますけれども、防犯カメラの撮影による個人情報ということだと思っておりますけれども、この防犯カメラで撮影された映像につきましては、個人が特定される映像が含まれますので、国の個人情報保護法に基づいて対応する必要があります。また、この防犯カメラ設置に関する国の法律というものがいないため、それぞれの自治体で規則や条例により規定を設けまして、設置目的、また管理方法、映像データの保管や取扱いなど明確にする必要があると思っております。また、先ほども申し上げましたとおり、個人の肖像権、またプライバシーの侵害といった人権に関わる部分もございまして、防犯カメラの設置場所、また撮影している範囲等の公表を図る必要があるかと捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、総務課長のほうから返答がありましたけれども、本当に最近悲惨な事件、死にまでつながるといようなことで本当に心配です。また、つい最近も、私のうちの例を取ってもいいですけども、やはり宅配みたいな感じでしつこい方がいるんです。お年寄りには本当にどうやってこういうのを断ったらいいかと思うぐらいしつこいような、そういうしつこいものは駄目だとこっちが決めて、用はないですと最初にやるんですけども、とにかく防ぐ方法をやらないと、殊にお年寄りは入れやすいというか、そういうことは朝日村だから安全だとは言えません。全国各地でいろいろ悲惨な事故が起きていますので、ぜひそういうところはやってもらいたいということ、もう一つ、カメラについても、先ほど村では公共施設とか観光施設には入っているということで、それはいいと思います。

例えば、ただこういう問題があったんです。以前に松本市で市役所のところで防犯カメラが働いていて、極端に言えば、やはり個人情報的なところを把握しているじゃないかなということで、取り付ける位置とかいろいろ問題にした例もあったものですから、個人情報とかそういうものを出したわけでございますけれども、中には最近、こんなに多いと、やはり防犯カメラぐらいつけなければいけないのかななんて個人もいるかと思いますが、もしそういうような方がいたら、非常にこれは高いんです、設置するということが。ぜひともそういう点では補助はそういう人がいたら出してもらっても個人的にやるようでしたら、お願いしたいと思います。

またもう一つの点は、防犯カメラの中にもいろいろありまして、高いものは非常に広範囲まで写って検挙につながるようなすばらしいものもあるわけでございますけれども、安いになると極端な言い方すれば、ダミーカメラというものもあるわけです。それはある意味でいくと、やはり防犯効果、安くても防犯効果でこのうちは危ないということが、しっかり設置してあるところはあれだということで、そういうようなことも考える人もいますので、そういうような資料がありますので、ぜひそういうような点で行政としても支援をしていただきたいというようにございます。

それと、通学路とかあれは何かやはりちょっと、先ほど課長のほうが言いましたけれども、まだやっていないということですね。それはどういうあれだと言いましたか、ちょっとすみません、もう一回。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 齊藤議員ご質問の道路と通学路等へのカメラの設置でございますけれども、やはりこれまでどちらかというところ、撮影された映像の中に個人が特定されるものがあると、やはり個人情報になるということで、そこには肖像権だとかプライバシーの侵害という問題がございます、それをクリアするために、なかなか検討が進まなかったということもございますけれども、これだけ全国的にも強盗のような凶悪犯罪も多発しているということもございますので、改めてその肖像権、プライバシーの部分については住民の皆さんのご意見、また警察署等の助言をいただきながら、カメラの設置については考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 分かりました。

やはり肖像権とかプライバシーの問題があるものですから、あれですが、割かし最近こういうようなことが多くなってきたものですから、防犯カメラについての意識も以前よりは変わってきていると思っておりますが、そういう点でぜひ、例えば全国的なあれを見ると、犯罪に抑止効果があるというようなことで、通学路とか公園だとか、あるいは自販機とか、そういうところに設置する自治体や業者が増えてきているということでもありますので、私もこの頃の最近の事件見ると、あの車を確認できたなら、こっちとかでも確認できて、この車は怪しいとかいうようなことで、幹線道路の大きなところで、あまり個人情報が漏れないような形の場所に二、三台通過したというようなことが分かるようなふうにやれば、かなりの防犯効果があるんじゃないかと思っておりますが、最近の検挙率見ても、このカメラの力というのはすごいと思いたしましたので、ぜひ今後、犯罪のない村として、そういうところにも力を入れていって、殊に子供のこともそうですけれども、見守るようなふうにしていただけたらいいなと思うわけでございます。

その点については、大きな道路、そういうところだけでももう少しは設置するということはできないでしょうか。主線道路だけでいいと思っておりますけれども、ことに犯罪に利用しやすいような、そういう通行量の多いところできたら設置していただければ、庁舎とかいろいろやっているそうですので、ぜひそこら辺をやったらいいいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

もう齊藤議員がおっしゃるとおりでありますので、これから基本的な考え方をちゃんとつくって、どういう場合にはどうしたらいいかということを整理整頓させていただいて、必要な箇所にそういった防犯カメラ的なものを設置するということは、もうこれは流れだと思えますので、検討していきたいと思えますので、よろしくお願いします。

それと、我々も今回の一連の強盗事件で、司令塔がフィリピンの刑務所から電話でやったなんていうことを本当に考えられなかったんですけども、よく考えてみますと、もう二十四、五年前から日本に、よく電話が来ますよね、各家庭に勧誘電話が、何かの営業の。あれ、大体中国の大連にコールセンターがあって、もうワールドワイドでそういう情報、またはフィッシング詐欺も全て海外が拠点になっているということがどうも現実です。

私も当時仕事でそういった現場にも行って、こういうことかというふうに思っていましたけれども、ですからSNSの対応の時代、そして大体コールセンターは海外に結構多い。営業用のコールセンター、ちょっと危ないようなものだそうです。ですから、そういったものをトータル的に踏まえて、先ほども防犯カメラだとか、各個人のうちへの例えば先ほど提案の補助だとか、トータル的に仕組みを考えて今後検討したいと思えますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） これで最後になりますが、こういう起こってもらっては困るわけですが、もし万が一朝日村の中でもそのような危険な状態が出たときには、まず組織、朝日村の場合は防犯協会が主になってやっているわけですが、村独自でも、そんなで対応できるような、即応態勢が取れるような組織づくりをしていただいて、ぜひ犯罪のない村づくりをしていただきたい、こんなことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。



---

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

[9番 小林弘之君登壇]

○9番（小林弘之君） 9番、小林弘之でございます。

今回、2問の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

1番目の質問です。朝日村アイススケート場について。

私は、今年度、朝日村アイススケート場を長年管理している友人に誘われ、今シーズンからスケート場管理をすることになり、様々な体験をさせていただきました。スケート場管理は、12月初旬から2月の初旬まで約2か月間の管理となり、今シーズンは例年になく冷え込みも厳しく、リンク状態もよい日が続き、滑走できない日が僅か3日ほどでした。

先月、2月24日にスケート場整備の反省会が行われ、今季スケート場の運営報告、様々な意見交換をすることができました。

利用状況を見ますと、小学校児童1年から6年生のスケート教室、村内外からの来場利用で今季利用者数は3,022人と、盛んに利用されていることが分かりました。

私たちスケート場整備人員は6名、役場職員1名から2名で、朝は6時30分からと夕方は6時からPTAの当番班のお手伝いをいただき、整備をやってきました。

整備内容を少し紹介しますが、水入れの管理、雪の除雪、リンク氷の亀裂の修復、スケート靴の整備、また小学校児童のスケート靴ひもの縛るお手伝い、休日の来場者の靴ひもの縛る補佐役等、いろんな場面でスケート場を守っています。

そこで、スケート場整備の反省会を基に、幾つかの質問をお伺いします。

1番目、現在、朝日村スケート場は、貸しスケート靴、リンク使用、ナイター利用も無償で使用されているが、管理人含め、我々の整備人員の管理費、スケート教室の講師等の費用、また電気、水道、燃料等の費用が村から支払われていますが、このインフラの高騰状況から、有償の考えは村としてはないのでしょうか。

2番目、長年使用しているスケート靴の劣化が厳しくなっている。中にはサイズ不足のスケート靴もあり、小学校スケート教室の対応にも困惑している関係で新品、中古品の購入を検討していただいているとのこと、予算の関係もあるが、来シーズンに向けて購入して

もらいたい。

3番目、スケート整備の人員不足です。さきにも申しましたが、整備人員は6名で、とても大変な作業をしている。現在に至るまで整備人員の仲間を募って成り立っているのが現状ですが、それも限界があると思っています。これからは村で募集をかけて、人員を確保していただきたいと思うが、いかがですか。

4番目、除雪機の増台です。雪の降った後の除雪は大変な作業で、軽トラでの除雪、除雪機による除雪、雪かきによる除雪で、皆さん汗だくで作業をしています。シーズン始まった頃、村保有の除雪機1台があり、故障しているとのことで修理依頼をしていたが、修理に出すのが遅く、結局シーズンには間に合わない状況でした。そこで現状、整備員の個人持ちの除雪機を用いて作業していたのが実態です。どうか効率のよい除雪をするために、村で除雪機の増台をお願いしたいが、いかがですか。

5番目、その他の検討依頼ということで、村外からの使用人員が非常に多いことから、魅力ある朝日村観光の紹介のアピールなど、スケート場に来たらここにも寄ってみたいとか行きたい等の施策を観光協会とともに考えてもらいたい。また、以前は来ていたようですが、保育園児にも来て楽しんでもらいたい。

以上、5項目についてご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、小林議員のご質問にお答えをいたします。

朝日村スケート場は、小林議員のご質問にもありましたとおり、今年度は利用者数、4年ぶりに3,000人を超え、多くの方にご利用をいただきました。シーズン中は管理をしていたリンクの会、シルバー人材センター、PTA及びスケート指導など多くの関係の皆さんに支えられ、運営することができました。お礼と感謝を申し上げます。

初めに、ご質問の有償の考え方についてでございます。

このスケートリンクは、昭和56年12月に竣工し、これまで多くの選手を輩出してきたことはご承知のとおりでございます。また、朝日村のスケート文化はこのスケートリンクができる前から芦ノ池や原新田の堤など各地域で行われ、育まれてまいりました。この間、地域の皆さんがリンクの管理をし、子供たちを指導し、培われてきたものと捉えており、このような歴史の中で現在のスケートリンクがあると考えております。これまでの地域の皆さんのご

尽力により引き継がれてきたスケート文化は、今後も維持しなければならないと考えております。しかしながら、気象の変化によるリンクの管理の難しさ、スケート人口の減少、また運営費用などの村の財政的な課題もあり、今後は時代に合った管理方法に見直していくことも必要であると捉えております。そこで、ご質問の有償化も含めた上で新年度に当村のスケート振興の在り方について、教育委員、社会教育委員、スポーツ関係の皆様及び観光協会などの関係者からもご意見をいただき、検討に入りたいと考えております。

次に、スケート靴の購入についてでございます。

スケート靴については、リンクの会の皆さんに研磨などメンテナンスをしていただいております。現在約200足を保有しております。しかしながら劣化が激しく、古いものから処分を行っている現状です。ご提案のスケート靴の購入について、他のスケート場の管理団体等にも状況を確認したところ、地域からの寄附のもの、管理運営会社が所有しているものとなっております。各管理運営会社からは貸出しが無料とはいえ、中古品を購入するのは安全面やコスト面のリスクがある。貸出しにはふさわしくないとの話を伺っております。このようなことから、当村でも中古品であれば、村内外を含め寄附を募ること、購入であれば、新しいもので計画的に更新していくことが適当であると考えております。購入時期については、財政計画を踏まえ極力早急に対応したいと考えております。

次に、整備人員の確保についてでございます。

スケートリンクの管理についてはリンクの会に委託し、6名で管理をしていただいております。大雪の際は職員が加わったとしても、長時間で大変な作業となっております。リンクの会の人数の人員推移については会にお任せしているところではありますが、人員確保の方法については、村も会とともに行うことが必要であると捉えておりますので、広報への掲載など、村のできる範囲で人員確保に努めたいと考えております。

次に、除雪機についてでございます。

除雪機については、現在軽トラックに排土板を取り付けたものが1台、エンジン式の小型除雪機を1台配備しておりますが、ここ数年は小型除雪機の故障もあり、会の皆さんがご自身の除雪機を使用していただき、除雪作業をしていただいているのが現状でございます。来シーズンに向けては除雪機の修繕を行い、使用していただける予定でございます。増大についてでございますが、購入と維持管理費用も踏まえ、必要台数を精査し、今後一定の台数の確保を図りたいと考えております。新年度の配備については、予算措置に向け考えてまいりたいと考えております。しかしながら、今後も台数には限りがありますので、引き続き会の

皆さんのご協力をお願いしたいと思います。機械使用については委託料に使用料含めた中で対応をしていただいているとおりでございますので、お願いをしたいと思います。

次に、村外からの利用への村のアピールについてでございます。

スケート利用者は、スケート靴の貸出しの状況から、約7割の方が村外の方の利用となっております。議員ご提案のとおり、この皆さんへ村の観光施設等の紹介を行うことは地域振興、また活性化にもつながると捉えております。来シーズンに向け、朝日プライムスキー場とともに当村のウインタースポーツの拠点からの発信を観光協会とともに連携し、できることから始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條保育園長。

〔保育園長 上條浩充君登壇〕

○保育園長（上條浩充君） それでは、私からは保育園でのスケート場の利用の検討についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ここ数年、コロナの感染が広がっていたため、保育園としてはスケート場へお伺いすることを控えておりました。しかし、子供たちにとっては氷上遊びはとてもよい体験でございますので、次年度からはコロナの感染などや天候の状況にもよりますが、できるだけ訪れられるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 前向きな検討をいただきましてありがとうございます。

しかし、1番目の無償、歴史ある朝日村のスケート場ということですが、最近の社会状況から見て無償というのは魅力はあるんですが、この村の情勢もあるんですが、少なからずとも頂いたらどうかという意見もございまして。また、我々も整備隊としても、無償でやっているにもかかわらず我々が頂いているというのは気が引けるということもありますので、今後の有償の考え方もあるのではないかと思います。次長より、そうやって答えていただきましたが、小林村長の無償というののお考えをちょっとお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、教育委員会のほうは有償化も含めて検討するという答弁をしましたけれども、逆に無償のままでもいいじゃないかと、私は思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 小林村長がそういうふうなことで無償でいいという、そういうことなら、このまま状況を見ながらやっていけばいいかと思えます。

次にですが、2番目のスケート靴の劣化に伴う、中古品だと安全に関わる場所ですが、購入するならば新品、運営できる範囲でそうやって新品と中古、使用できないものと入れ替えるような段取りでやっていけばいいんじゃないかと思えます。

3番目は、これから村で人員不足の対応を募集をしていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

4番目の除雪機ですが、この台数等は、写真添付させていただいておりますが、軽トラでの除雪1台、整備台から持ってきて3台で稼働しております。ですので、村保有の除雪機が1台ありますので、最低でも2台は確保できればと、そんなふうに思います。

あと、保育園の先ほど回答いただきましたが、コロナということもあって来られなかった。これは小学校上がってからの授業によるスケート教室、これの前触れというか、そういうことで児童も体験できたら本当にいいことだと思いますので、ぜひ時間を取っていただいて、来期参加していただければよろしいかと思えます。

以上で、私の1番目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 2番目の質問ですが、村道除雪、塩カル散布作業についてでございます。

先月、2月21日、本郷地区からスケート場、針尾に抜ける村道がありますが、本郷入り口路上の凍結により、住民が滑って転んだ事故が発生し、救急車で搬送されたが、大事には至らず、自宅に戻ってきた事故がありました。

そこで、本郷地区地区長が塩カルをまいてほしいと要望したところ、スケート場の氷が解

けてしまうからまけないと言われたそうです。その後、地区長が役場に塩カルをもらいに行き、近隣の住民とまいたそうです。

そこでお伺いします。

1番目、この村道本郷坂の除雪作業、塩カル散布作業の状況はどうなっていますか。また、散布要望されたにもかかわらず、住民がまいたことに対してどう感じているのか。

2番目の質問ですが、積雪量で除雪するのか塩カル散布するのか、規準目安があるのか、あると思うが教えてくださいということですが、これは前回全協で積雪が10センチ以上で除雪するんだと、ゼロ度以下で塩カルを散布すると聞いております。この件については、そのあれでよければいいです。

3番目、小学生児童の通学路、県道のグリーンゾーンの除雪対応はどのようになっていますか。

以上、ご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、小林弘之議員ご質問の村道除雪、塩カル散布につきましてお答えさせていただきます。

初めに、事故に遭われた方にはお見舞い申し上げます。

1番目の質問につきまして、村道、通称本郷坂につきましては、路面凍結防止の塩カル散布作業を行うルートになっておりますので、ご理解をお願いいたします。また、役場へのお問合せにつきましては、散布希望場所を間違えて認識してしまった可能性がありますので、申し訳ございませんでした。針尾スケート場周辺では、氷への影響を考慮し、業者の塩カル散布は行っておりませんので、その場所と間違えてしまった可能性があります。散布以外で凍結が厳しいところなどにつきましては、個人での散布にご協力をいただいております。塩カルにつきましては役場窓口で申請していただき、塩カルを配布していますので、ご協力をお願いいたします。

また、2番目につきましては、小林議員のおっしゃるとおりでございますので、お願いしたいと思います。

3番目につきまして、歩道の除雪につきましては、朝日橋交差点から役場付近の県道バイパス、また通称東電道路は車道の除雪後に、こちらから頼んでいる方たちが除雪をしており

ます。そのほかの歩道につきましては、通常除雪は行っておりません。大雪で歩行に支障が出る場合など、小・中学校と協議を行い、各PTAの皆さんに除雪にご協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

[9番 小林弘之君登壇]

○9番（小林弘之君） 回答いただきましたが、職員の聞き間違い等、これはちょっと問題じゃないかと思えます。聞き間違いといいますか、私も聞きましたけれども、じゃ、あの坂から始まって基本的にはスケート場の区間を除き、塩カル作業をしているということですか。どうでしょう。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

[建設環境課長 大池 守君登壇]

○建設環境課長（大池 守君） 議員おっしゃるとおりであります。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

[9番 小林弘之君登壇]

○9番（小林弘之君） 分かりました。

まいているということですが、そういう部分で機械で除雪機でまくことですので、ムラはあるかと思えますが、そういった面で住民がそういうところにまきたいと要望があれば、本来、村の村道でございますので、まいていただけることとして対応を職員の皆さんもきちんとしていただければ、いわゆる対応の苦情とか、そういうことはないんじゃないかというふうに感じております。

3番目のグリーンゾーンですが、確かに歩道ある近隣の住民は、子供が通ったりして、そういう良心の下、雪かきをしているということが実態かと思えます。また、昔はPTAがそういう通学路をかいていた経緯もあるかと思えますが、非常に雪道も雪が降るとグリーンゾーンも見えないぐらいで、まだ端を通らなきゃ通えないというようなのが実態かと思えます。ですので、何らかの村としても方策といいますか、例えばシルバー人材とか、そういうののお手伝いをいただくとか、そういった部分でグリーンゾーンの雪かきに賛同してもらおうとか、子供が安心・安全に通学できる、そんなことができればと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 議員おっしゃるとおり、グリーンベルトの除雪、確かに車道が優先で除雪等が行われますので、その後の対応としましては、先ほど申し上げましたように、通行に非常に危険性がある場合にはP T Aのほうに願います。また、先ほど言われたシルバー人材センターへというところではちょっと検討する余地があると思いますので、まずはP T Aのほうにグリーンベルトのほうは除雪をお願いしていく方向で考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 分かりました。

近年、児童も少なくなっていることから、そういう除雪のP T Aの対応も多分難しいというか、言い方を変えれば、やり切れない感じがあると思いますので、ぜひそういう先ほども例えばの話ですが、シルバー人材も踏まえた考えもあるかと思っておりますので、どうか前向きに検討していただいて、子供たちの安心・安全を守っていただければと思います。

以上で、私からの質問はこれで終わります。

○議長（北村直樹君） これで、小林弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩を入れます。

再開を10時10分といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議長（北村直樹君） それでは時間となりましたので、一般質問を再開いたします。

---

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、羽多野美映議員。

羽多野議員。



〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 1番、羽多野美映です。

4問質問いたします。

1問目、村民参加型情報発信について。

昨年3月定例会で私は、住民への情報提供の在り方についてという質問をいたしました。村からは情報発信の媒体を整理し、提供方法を検討するというご回答をいただきましたが、現状分析をし、分かった部分、取組を変えた部分など、進捗はいかがでしょうか。日常聞こえてくる声から、現在においても情報伝達の在り方に対し、満足度が低いような印象を受けます。住民としてはどのような形で情報収集するのが一番よいのか、個人個人のスタイルを決めかねている。ぴったりと来る媒体をどれに決めたらよいのか迷うという部分があるのではないかと感じています。

この冬、朝日村アイススケート場の滑走の可否をLINEで発信しました。このことが影響したのか、2か月ほどでLINEの登録者数がかなり増えたということを担当者から聞きました。小学生がいる家庭やボランティアの方々がLINEから情報を得ようとした結果、登録者数が増えたのではないかと想像します。子供・子育てに関係する情報は、大人たちは積極的に収集しようとしています。こうした心理を上手に利用しながら登録を誘導するという方法も必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、住民側の質問、意見などが伝えられる方法はないだろうかという声も聞きます。ちょっとした日常の疑問、意見、また防犯や村の安全管理に関する通報など、村民サイドから村へ発信するという形も生活スタイルが多様化している時代には必要かと思いますが、いかがお考えですか。

家族とはLINEのやり取りをするが、情報収集として利用することに不安などを感じている人もいます。スマートフォンの使い方ではなくて、アプリの利用方法を伝えられる相談会のような機会をつくることも、工夫の一つであると思います。こうしたプチ相談会のようなことを頻回に開くということは、コロナ後に必要とされる対話活動につながると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。現段階では、村からの一方方向の発信しか行われておりません。ホームページからの問合せメールは機能しているか疑問もあります。いつでも、自分から発信できる、これに対して村が答えをくれる、双方向でやり取りができる場を増やすという環境整備も村を身近に感じることができると思います。

情報発信の在り方を考える取組についての進捗、工夫している点、IT技術を活用した住

民との双方向でのコミュニケーション、このような技術を生かせる環境を整えるための相談会のような対話活動、以上の点で当局のお考えをお聞きします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、羽多野議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、村が取り組むとした情報発信媒体の整理、発信の方法の検討における現在の進捗状況についてでございます。

村の情報発信媒体は、ホームページ、LINE、メール配信、広報、回覧板、告知放送、自主番組放送がございます。幾つもの発信媒体があることによる情報伝達の多重化が図られる半面、発信の際に各媒体にそれぞれ対応しなければならないため、発信までの時間を要し、情報の鮮度または精度が落ちるなど、情報レベルのばらつきや職員の事務量の増加が懸念されるところでございます。また、情報を受け取る側も、複数の媒体があると、どこから情報を得ればいいのか分かりにくいといった点もあると思われまますので、各媒体の役割を整理集約し、効率よく分かりやすく発信していくことが必要であると考えております。

これらを踏まえ、今年度、ふだんは広報紙の構成、紙面等を企画する庁内職員で構成する広報企画員を中心としまして、現在ある各情報発信媒体の役割、メリット・デメリット、現状の課題と改善策、それから今後の情報発信の方向性について、庁内の検討会を6回実施してきております。村では、庁内での検討内容を踏まえ、見やすさや記録、保管の点で優位な紙媒体である広報紙の活用と、リアルタイムな情報発信としてソーシャルメディアの一つでありますLINE等を活用しつつ、村公式ホームページを中心とした、大きく2つの方法に整理してまいりたいと考えております。昨年度導入しましたLINEにつきましては、村の公式アカウントの友達登録が昨年2月に比べ、1年間で約2倍に増えている状況となっております。情報提供やホームページへの誘導の入り口として活用することは大変有効であると考えておりますので、今後も積極的に発信してまいります。

また、現在検討中の情報発信の整理やホームページの見やすい環境づくりはもちろんのこと、コロナ禍により、アナログから急速にデジタルへの変革が進む中で、デジタルになじみのない高齢者世代などが少しずつでもデジタルに興味を持っていただけるよう、例えばデジタル活用支援講座や窓口相談などによるデバインド対策ですとか、紙媒体で発信している広報、回覧板等へQRコードを付してデジタルへの移行を促すような取組なども進めていければと

思っております。また、同報系防災行政無線の更新事業なども今後情報伝達に関連してくると思われまますので、歩調を合わせて対応してまいります。

次に、村民の皆様からの質問、意見等の収集につきましては、現在、窓口、電話、出前村政、区及び地区からの要望、陳情、アンケート調査のほか、ホームページでの問合せメールや電子申請での受付といった時間や場所を選ばず、ご意見をいただけるようになっております。また、村公式LINE上で問合せ対応のチャットボットで質問にお答えする環境なども整えております。

なお、ご質問の村内危険箇所を発見した場合のSNSの活用ですとか、村民の皆様からの情報提供につきましては、物理的には現状のシステムの改修等を行えば対応可能でございます。双方向によるSNSの活用につきましては、誰もがつぶやく感覚で容易に気軽に発信できること、また発信に対する即時返信が期待されるといった利点の反面、情報の緊急性や信憑性などの情報の精度、誹謗、中傷、個人情報流出など、発信者の情報リテラシー、適正に活用できる能力やセキュリティー対策、膨大に寄せられる情報処理への対応など、運用ルールの課題がございます。

活用につきましては、今後のデジタル化の状況等を踏まえながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ありがとうございます。

1年間かけて、いろいろな検討をされているということを伺いました。

とても前向きないろいろな研究、それから対策、対応をやっていただいているということがよく分かったんですけども、その中で、やはりやっていただきたいのは、この情報の発信というのは、多くの自治体で従来型は、言い方はあまりいい言い方ではないんですけども、やりっ放しコミュニケーションなんです。その形を断ち切るという意識を持っていただきたいということです。

住民協働を朝日村の運営コンセプトとして上げられている以上は、このやりっ放し状態というのを断ち切るということです。それから、その上で双方向のコミュニケーションをいかに導入していくか、そういう考えの下でやっていただく、そういうことの上で今まで取り組んでいただいている、例えば情報発信、それからパブリックコメントもそうです。アン

ケート調査、意識調査も全てやってきていることは、やりっ放しなんです。意識調査をしたから今後どうなるのか、それを村がどう考えて、村民がどう受け取るか、そういった一歩踏み込んだスタイルに変えていくということだと思います。お金がかかる部分ではないところでの一歩踏み込んだ工夫をやっていただきたいという、これは要望です。

堅苦しく考えていくことではなくて、柔らかく受け止めるというスタンスで、失敗するということを前提に、これが前提です。そこから生じるコミュニケーション、つながりを大事にするという思いを持って向き合っていただきたい。こういうことを念頭に置いてまた取り組んでいただければ、村民側も気持ちが動くのではないと私は考えますので、こういう考えの中でやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） それでは、2問目の質問です。

村内の防犯対策の強化について。

先ほど、齊藤議員から防犯カメラ設置についての質問がありました。私も同様の思いです。全国で起こっている強盗殺人や窃盗事件は、その内容が多様化し、殺人にまで発展するという事件が多くなりました。見知らぬ者同士が簡単にSNS上で関係をつくり、犯罪を起こすという環境がつくられています。朝日村は大丈夫だろうかと不安を持つ住民も多くおられます。むやみに危機感をあおることもよくありませんが、村全体が犯罪者を近づけないというバリアをつくるのが重要な取組だと考えます。村内各所にカメラを設置することは、犯罪者を村内に近づけない、入れないということに一役買うわけですから、他市町村に先駆けて、いち早く導入するような検討をしていただきたいと思います。

先ほどのご答弁の中にもありましたけれども、施設に一、二台という設置、今、現段階であるということですが、このカメラはどのような向きに取り付けられているのか、ここを少しお聞きしたいと思います。

それから犯罪者が家に近づかないという対策として、ドアホンをカメラつきのものに交換するような働きかけをすとか、交換の際に補助を出すなどの検討はされていますでしょうか。

環境づくりは犯罪を未然に防ぐために必要不可欠です。住民からの協力も積極的にお願いしてほしいところです。小学校では、コミュニティスクールで登下校の見守りボランティアが始まりました。ビブスを着用して、村内通学路で見守りをするというこの取組は、子供たちだけでなく、近隣住民の方々にとっても安心感がある取組だと思っています。ハード面、ソフト面、両面から防犯対策を強化することが住民協働の形の一つではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、防犯カメラの設置でございますけれども、これにつきましては先ほど齊藤議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、防犯カメラの設置によりまして犯罪を抑止し、未然に防止する効果は高いと思われまので、今後、道路や通学路等への防犯カメラの設置につきましては検討させていただきたいと思われまので、よろしくお願ひしたいと思われま。

そこで、先ほどの公共施設の防犯カメラの設置状況でございますけれども、役場の庁舎につきましては16台設置をしておりまして、内部に9台、外、駐車場等に向けた設置が6台になっております。それとあと、ほかの公共施設、7つの施設におきましては、カメラがそれぞれ1台ないし2台ということでございますけれども、主には事務所内の防犯カメラになっておりまして、パソコンの中には個人情報がございます。それを盗難等に遭うと大変なことになるので、そういったところをカメラで撮影しているような状況になっております。

続きまして、議員ご質問の家庭のドアホンにカメラつきのものに交換するための補助金についてでございます。こちらにつきましても近年、広域的に発生している強盗事件につきましては、住人の留守を見計らって住宅に侵入する空き巣とは異なりまして、住人が在宅中にもかかわらず、宅急便などを装って押し入るものが増えてきている状況でございます。玄関先で来訪者を事前に確認することは、犯罪被害から身を守るために必要な取組かと思われまので、先ほど齊藤議員から防犯カメラのお話もございましたけれども、いろんなケースもあると思われまので、併せて検討させていただきたいと思われま。

また、防犯対策による住民協働の取組についてでございますけれども、やはり犯罪のない明るい村づくりのためには村民総ぐるみでの防犯活動の取組が必要かと思われま。これに

つきましては、村では現在朝日村防犯協会を設置しております、ソフト面での防犯活動にその協会で行っている状況でございます。

この朝日村防犯協会でございますけれども、村民総ぐるみの防犯活動ということで、構成は村内全世帯ということにさせていただいております。その中で、住民の皆さんから役員及び委員ということで出ていただいておりますけれども、各種団体、区長、地区長、PTAなど、約100人で構成をしております。防犯活動としましては、現在小学校への防犯グッズの配付、セーフティーリーダーの委嘱、また子供を守る安心の家への訪問、年末特別警戒や消防団の夜警パトロールのほか、村民の防犯意識の高揚を図るため、区長、地区長の皆さんには地域への呼びかけや啓発活動を行っていただいております。こういったことで、ソフト面での村民一体となった防犯活動につきましては、この朝日村防犯協会を今後も主体に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 質問が重複するところがございますので、いろいろと割愛させていただくところもあつたんですけれども、防犯ということに関してトータル的な考え方の中で、基本的なことを整理して対応するということでしたので、今後も積極的にやっていただきたいと思つているんですけれども、先ほど防犯協会の中で一つ気になっているところがありまして、安心の家訪問、これは私の子供が小学生だったときもやって、PTAのそのときの担当の保護者も一緒に回ってご挨拶に上がるというような取組だったんですけれども、子供たちが少なくなつてきている中で、安心の家の設置場所、それから依頼するお宅の場所が本当に子供たちの通学路上にあるかどうかの再確認をしていただきたいと思ひます。

例えば村の外れに安心の家があつたときに、子供たちがそこから通学しているかどうかと考えると、子供たちが通らないところに安心の家があつたとしても、駆け込むのに時間がかかってしまいます。やはりその確認は毎年していけないと思ひます。それから更新をしていくということです。いつでも子供たちが駆け込める。子供だけではなくて住民の方が安心して相談に行けるような、そんなスタイルでやっていくという、毎年毎年更新をしていくということです。その検討をしていただきたいと思ひます。

それから、防犯グッズの配付です。これは品川区でのたしか取組だったかと思ひますけれども、朝日村は防犯ブザーだけだと思ひます。キッズ携帯を各子供たちに持たせて防犯強

化をしているという取組を20年続けているそうです。そうしたところもこの取組をやって20年間、誤報は8割だそうです。8割の誤報があつて、20年続けている意味があるのかというところを検証しているわけなんですけれども、誤報がある中で、大丈夫ですか、安全ですかというやり取りが、コミュニケーションが生じるわけです。そのことで安全管理がさらに行き届くということです。誤報もまたよい方法ということで取組をされているそうです。

なので、防犯ブザーもちろん持っていただくということは大事なんですけれども、またキッズ携帯のような、やはり先ほど情報発信の中で申しましたけれども、双方向のやり取りができるようなツールを子供たちにも持っていただくような、そんな防犯対策、そんなこともしかしたらありなのかなと。朝日村は小さい自治体ですから、そういったところも予算化できるようにしたら、また検討の中に入れていただきたいと思います。

それから、先ほどの施設の中に設置している防犯カメラです。事務所の盗難防止、盗難防止ということは非常に大事だと思うんですけれども、今度は、盗難防止ではなくて、人に対する犯罪を抑止するための設置のスタイル、これもやはり検討していただきたいと思います。いろいろとやっていることを適切に対応することが大事だと思いますので、効果検証、効果判定などをしながら新しく更新していくという取組もしていただきたいと思いますが、そういうところはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、朝日村防犯協会で行き組んでおります安心の家の設置でございますけれども、ちょっと今、見直しをどういう経過でやってきたかということが手元にはないものですから、また再度調べて経過のほう見ていきたいと思いますが、安心の家の設置につきましても、通常、その通学時間にご家庭に誰かいていただけるお宅を指定させていただいておりますので、改めてちょっと通学路の位置とこの安心の家の位置がどうなっているか、教育委員会のほうと再度確認をさせていただきたいと思いますので、お願いします。

防犯グッズにつきましては、小学校1年生の生徒と今、5年生の生徒に配付のほうは行っております。今回キッズ携帯ということでご提案いただきましたので、これにつきましては私もちょっと内容をしっかり把握はしておりませんので、改めて内容等調べさせていただいて、検討させていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、防犯カメラでございますけれども、事務所に今現在設置しているということで、確かに防犯カメラは犯罪抑止ということで至るところに設置できればいいんですけれども、設置の目的がはっきりしないと、住民からプライバシーの侵害だとか肖像権ということが言われるものですから、ちゃんとした大きな目的がある内容での設置ということが必要になると思いますので、その辺も踏まえて、ちょっと検討させてもらいたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） いろいろなことを新しく進めていく、それから従来のやり方を改善していくということの取組を積極的にしていただきたい。

それから、なぜ危ないか、なぜ不安か、そういうことを可視化することによって、分からなかったものがそれほど大きな問題ではないと感じられるということもあると思います。村内で共有できる情報は積極的に発信していただいて、村民全員で犯罪を防止するという意識を高める活動を今後も後押ししていただきたいと思います。

以上で、2問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） それでは、3問目の質問です。

带状疱疹ワクチン接種補助について。

带状疱疹は、50代から徐々に発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。子供が感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。このウイルスは水ぼうそうが治っても、体内の脊髄内に残り、何年もの時を経て、過労やストレスなどで免疫力が低下したときに活性化して発症します。肌のびりびり感だけでの軽い症状で済む人もいますが、3か月以上もの長期間神経痛が残る。目や耳に症状が出るなど、重い後遺症が残るケースも多数報告があります。このウイルスの厄介なのは、体の部位のどこに出るかが想定できないところです。発症後は一日でも早く治療を始めることが最善とされています。ストレスをためないような日頃の体調管理も重要であるとされています。



この帯状疱疹、50歳以上はワクチンを接種することにより予防することができます。2種類のワクチンがありますが、効果を狙って接種するなら不活性ワクチンの接種が有効と言われていますが、ワクチン接種料は2万円以上もして、接種を諦める人も多いようです。子育て世帯においては50代といえば高校から大学の一番家計が苦しい年代です。自分のことにお金をかけている余裕はないという親も多いと思います。実はこの世代、朝日村では数々の子育て支援を行ってきたにもかかわらず、無償化事業や支援事業の恩恵を受けられなかった年代でもあります。元気に子供たちを支えるためにも、ワクチン接種に助成金を出していただき、接種を促す働きかけを検討していただきたいと思います。自治体によっては助成金を出し、接種を実施しているところもあります。朝日村としてのお考えを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、羽多野議員の帯状疱疹ワクチンの接種の補助についてお答えさせていただきます。

現在村では、予防接種法の規定に基づいたワクチン接種につきましては公費負担、または一部自己負担により予防接種を行っているところでございます。議員ご承知のとおり、帯状疱疹は法の規定にはございませんので、ワクチンの接種費用については当村では補助もないところでございます。確かに、議員おっしゃいますように、帯状疱疹ワクチンの接種に係る費用は高額であり、補助があることで接種費用負担を軽減することと存じます。しかしながら、予防接種法に規定のない疾病へのワクチン接種の補助の実施に当たっては、県内において助成している自治体は限られております。多くの自治体が慎重な姿勢を取っていると捉えております。

ご質問の帯状疱疹ワクチンにつきましては、国において既に接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などの議論が行われ、予防ワクチンの定期接種化に向けて検討が現在進められておるところでございます。このことから国の定期接種化に向けた動向や県内の自治体の実施状況を注視していく中で、当村における接種費用の補助についての検討を行ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） やはり国の動向を見ながら接種の助成については検討していくということ、それが大事だとは思いますが、実際に、予防接種の補助をしている自治体があるということ、どうした過程でその補助をしているのかということを取り入れている自治体のやり方を研究していただくということも、今後、例えば国のほうでやっていきたいと思いますということになったときに、すぐに対応できるきっかけになると思いますので、ぜひ研究をしていただいて、いつでも動けるような形で、それから先ほど来申し上げているんですけども、朝日村は小さい自治体ですから、フットワークが軽い動きができると思うんです。そういったところで、しっかりとできるようになったときに、すぐに動けるような検討をしていただきたい。そういう準備をしていただきたいと思います。

本当にこの帯状疱疹、つらい症状で悩む方が非常に多いです。それから、自分もなるんじゃないかという不安を抱えている人もいます。そういう人たちに対して、例えば補助ができなかったとしても、ワクチン接種によって予防できるという情報発信をするということも村民を守るすべの一つかと思います。補助ができないから何もやらないじゃなくて、補助ができないんだけど、こういったことの情報発信、それから知識を持っていただく。そういう啓発活動というのも非常に重要かと思うので、こういったものもありますから、やっていただけると予防できますよということを発信することによって、村民の安心感がさらに向上するのかなと思いますので、ぜひそういう後押しを住民福祉課のほうでやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 今の羽多野議員の質問についてお答えいたします。

大変ありがとうございます。

住民福祉課といたしましても、帯状疱疹に係る情報、村民の方に向けた取組を少し考えていきたいというところで、現在、テレ松さんを通じてやっております健康の窓等を通じて、帯状疱疹のほうもぜひ取り上げていけるように研究していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） いろいろなものを使って情報発信をしていただく工夫をしていただ

きたいと思います。私も立場上、補助補助という補助ばかりお願いしているように思われてしまうといけないと思うんですけれども、金銭的な支援とかそういうことではない、経済的なものではない、精神的にどういう働きかけをすることによって、安全で安心かということ住民の方に分かっていたら働きかけをしていただきたいという思いがございますので、そういうところを考えていただくという要望をいたしまして、3問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 4問目の質問です。

村民協働の子育て支援、村はこれまでたくさんの子育て支援に取り組んできています。ゼロ歳児から2歳時までの保育料無償化、大学、専門学校への進学奨学金補助や返還支援制度など、まだまだ取り組んでいただきたいハード面での支援事業はありますが、コロナ後、人と人との交流が再開されていくこれからは、村民と子供たちが関わりを持てる機会を増やすソフト面での充実を図ってほしいという思いから、以下質問いたします。

昨年3月定例会において、教育長からは主権者教育を含め、コミュニティスクールの取組を進め、村への意識を高める取組を進めるというお答えをいただきましたが、1年たち、進捗状況はいかがでしょうか。地域挙げての子育て事業として、特にソフト面でどのような形で取組を進めるか、方針をお聞かせいただきたいと思います。

2月には、小学2年生のクラスで育てている羊のふわちゃんの餌代を確保するため、子供たちはいろいろと考えて作品を作り、販売するという取組をしました。会場の様子を見ると、公民館で開かれていた編み物教室の方々がショップに寄ってくださり、子供たちの作品を購入してくださっていました。生き生きと活動する子供たちに影響を受け、訪れた方々の表情は皆明るく、楽しそうな様子でした。

また、2月下旬には選挙管理委員会が小学校に出かけて出前講座を開きました。以前より投票箱の貸出しなどをしてくださっていましたが、直接選挙管理委員長からのお話を聞き、実際に投票してみたりするという機会をつくっていただけたことで、より選挙が身近に感じられた取組だったと思います。

これらはほんの一例にすぎません。私はこうした活動が子供たちと住民との関わりのきつ

かけになると感じています。こうした活動自体は大変に前向きな取組と受け止めていますが、一步踏み込んで考えると、それぞれの部署でそれぞれのやり方で遂行しているので、村全体としての関わりにつながってこないのが現状かと思っています。出前講座は選挙管理委員会が独自で取組をしたと考えています。コミュニティスクールだけでなく、様々な課で、横断的に連携を取り、子供たちの関わり場をつくるには、教育委員会が柱となり、多様な形で環境を整える必要があると考えています。ぜひとも柔軟な考え方で環境づくりに尽力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは羽多野美映議員の4番目のご質問、村民協働の子育て支援についてお答えをいたします。

まず、1番目の昨年3月にコミュニティスクールの仕組みを進め、村への意識を、村民への意識を高めるための取組を進めるという答弁をさせていただいたところではありますが、1年たち、その進捗状況はどうかというご質問でございます。

議員ご承知のとおり、今年度4月からは朝日小学校のコミュニティスクールをいわゆる信州型から文科型に移行して、再出発を図ったところでございます。学校運営協議会を中心とした組織に再編し、新たにコーディネーターを1名配置して実質的な運用に入りました。それから1年が経過し、先日、その総括を行ったところでございます。

年間を通じて3回の運営協議会を開催し、学校の運営について議論を重ねてきました。また、6月には文科型コミュニティスクールを先行して実践している両小野小学校を委員会として視察することもできました。ボランティアの登録数は現在36名、コロナの感染増加中を除いて年間を通して支援活動を行いました。ボランティアの延べ参加者数は207名でした。前年度はほとんどゼロの状態だったことからすれば、大きな一步を踏み出したと言えます。読み聞かせ会、ふるさと道場講師、遠足の付添い、環境整備作業、算数などの学習支援、スケートのひも縛りなど、まさに村民協働の数多くの支援が再開されています。また、年度途中ではございましたが、登下校の見守り隊を募り、8名の皆さんが手を挙げていただき、現在見守り活動を続けていただいているところもありがたく思っております。参加者の皆さんからは、子供たちの元気な姿が見られて、私自身が元気になりましたというような感想も寄せいただいているところであります。1年経過して、コロナ禍で幾つかの事業は実施でき

ませんでした。出だしとしては、まずまずの出発だったと考えております。

次年度は、コロナ対応も変化してくることが予想されますので、さらに活発な活動が展開できることを期待しているところであります。今後もできるだけ多くの村民の皆さんにボランティアに参加していただき、子供たちと共に協働的に楽しい時間を過ごしていただきたいと考えております。

続いて、2番目の村は地域挙げての子育て事業について、どのような形で取組をするのかというご質問にお答えします。

令和2年度に策定した子ども・子育て支援事業計画では、基本理念を「全ての子供たちをみんなで支える朝日村」と定めて、村民協働で子育て支援事業を展開しているところであります。令和5年度も村民の皆さんの様々なお力をお借りしながら、村の子供たちをみんなで支えて育てるという方向性をさらに推し進めてまいります。

議員のお話にもありましたが、先日2年生の児童が自分たちで飼育している羊の餌代にするために公民館でお店屋さんを開き、たくさんの村の方々と交流しておりました。私も参りましたが、自分たちの羊さんのために一生懸命作った作品をたくさん買ってもらおうと、子供たちの表情は大変生き生きと輝いていたように感じました。また、特別支援学級のひまわり、たんぼぼの子供たちも、12月に役場のファミマ横で販売活動を行いました。さらに10学級中の5学級が朝日村に関連したテーマを持った地域探求型の学習に取り組んでおり、地域に出向いております。こうして、学校から外に飛び出していく芽が少しずつ生まれてきております。以前から申し上げているとおり、学校から地域へ、また地域から学校へという双方向の交流ができていくことが大事だと考えております。

地域挙げての子育て支援のソフト面ということですが、これまでの手厚い支援を継続しながら、来年度新たな支援策の一つとして、朝日村社協と連携しながら主催する子供食堂事業の実施を考えております。子供食堂というと困窮家庭支援という枠組みのイメージがございりますが、今回私どもが立ち上げるのは、困窮家庭に限らず、全ての子供が安心して食べに来ることができる食堂を目指しています。これには村の農家の皆さん、飲食店の方々、団体など多くの皆さんのご協力を仰ぎながら進めていくこととなります。将来的には村全体にこの活動を広げ、地域協働の子育て支援をしてみたいと考えております。そのような中で子供たちが、地域の大人の方と話したり遊んだりできる交流の場となって発展してくれば大変うれしく思っております。ぜひ村民の皆様のご理解とまた温かなお力添えをお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 今、社協と協力して子供食堂を展開していくということを伺いました。とても素晴らしい取組がこれから始まるんだなという印象を受けています。あれもこれもということじゃなくて、まず一つ何かをやっていく。それが村全体に広がっていく。そういうことを一つやろうとするということが、いかにエネルギーが必要かということは十分承知しておりますので、手間暇かかるとは思いますけれども、ぜひこれを少しずつ前進させてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいところです。

一つ、いろいろな取組が私はどうしても個々の力のようなふうに感じています。役場庁舎集団の力になるような取組ということをしていただけないでしょうかというところを伺いたいです。庁舎内での情報共有ですとか意見交換、これらは私は経営会議だけでは収まらないのではないかと思います。横断的な取組の仕組みをつくってほしいと思っております。今後の方針として、方向性として、どういうふうにお考えかお聞かせいただきたいと思っております。どなたか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

残り時間が3分を切りました。手短にお願ひいたします。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 羽多野議員の2番目の質問にお答えをしたいと思います。

個々の力から集団の力で村民協働の子育て支援につなげていってほしい、そういうようなお話だったかと思っております。

もちろん、私ども教育委員会だけで子育て支援の施策を進めているということではございませんで、やはりそのためには住民福祉課、あるいは先ほど申し上げましたように社協の方々とも、また村内の皆さんのご意見等伺いながら、そういった支援策を進めているということでございます。先ほど、お話にありました建設環境課の雪かき作業等についてもみんなそうなんですけれども、やはり子育てについては、私ども教育委員会一つの部署だけではとても賄い切れないというふうに思っております。そういった意味で、子供食堂もそうなんですけれども、やはり村民の皆さんと共に、また町内の中の皆さんのお力もお借りして、横の横断的な力を広げながら施策を進めていきたいと、そんなことを考えております。

議員の大変前向きなご意見大変ありがたく思っておりますので、そんなことで進めてまいります。よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 年度が替わる今ですから、タイミングとしては一番いい時期だと思います。庁内でいま一度共通意識を確認していただいて、横断的な取組をどういうふうにしていくのか、この仕組みづくりをまた検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 高橋良二君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋良二議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

私は1問だけ質問いたします。

村営墓地霊園について。

令和3年度に清沢議員が一般質問されていますが、墓地霊園について、ここ30年の間に団地化が進み、多くの住民が村内に入ってきました。そして多くの人が墓がない状況です。将来にわたって村に住み続けたい村民にとって、終末期を迎えたときに墓地霊園がないということは寂しいことです。村長は樹木葬がよいとされていますが、また検討委員会等で前向きに協議するとありましたが、検討委員会を設置したのでしょうか。また、その結果はどうなっていますか。

場所の問題について提案があります。天文台横の畑はいかがでしょうか。見晴しもよく、交通の便もよく、最適ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、高橋良二議員ご質問の村営墓地霊園につきましてお答えさせていただきます。

検討委員会はまだ設置に至っておりませんので、お願いします。

課内で検討した中では、村条例の墓地設置基準に合致した場所の確保が困難であり、近隣を見ますと、合葬墓や樹木葬だけを単独で運営しているところはなく、霊園の中の一部として運営しているところが現状であります。また、村内寺院への聞き取りでは、合祀墓を造り、無宗教の方、また檀家ではない方を受け入れているところもございます。また現在、松本市の中山霊園では市外の方の受入れも行っている状況であります。村内のニーズは把握しておりますが、幾つかクリアしなければいけない課題があることをご理解いただきたいと思います。

また、高橋議員ご提言の霊園の候補地でございます。天文台周辺は農業振興地域で、古見原として一体の農地であり、転用はできないと考えております。また、場所も村条例の墓地設置基準には合致するところではございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 先ほど、検討委員会は設けなかったということですが、どうしてでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

清沢議員からのときにおきましても、以前に、ある村民の方からやはりこういう要望も何件か私も直接いただいております。それでかなり真剣に村側としては調査したり、または寺院の方たちと協議をしたり、いろいろな手だては打ってきましたけれども、まだ具体的な実現に至らないというようなことが先行してしまいまして、検討会の実現には至っておりません。

ただし、いつまでもそういった状況もできませんので、今、山形村、筑北村、生坂村、こちらのほうでもそういった村営の霊園等がありますので、そちらのほうも今、実態調査、例えば管理していくのにどのぐらいの仕事量があるのかとか、または管理していった場合に人のお骨を預かるわけですから、どのようなことが課題になっているか、もう少し近隣の状況



を調査をさせていただいて、いい時期に検討委員会に結びつけていけたらいいかなというのは今現段階で考えております。ですから、じゃすぐに検討委員会をつくると言っても、まだ我々もうちょっと深掘りをしてからが必要だというふうに思っています。

それは組織体制、それと本当に候補地がない。これが非常に困った状況でして、墓地ですから、そこら辺、どこでもいいというわけに当然いきませんので、環境のいい、またはあまり日常的にそう多く人目につかないような環境のいい場所で、見晴しがよく、そういうような場所というのは、本当に私も実際に村中を歩いていますけれども、いいところがないというのが実感でございますので、またもしいいところがあったら情報をお寄せいただけたらというふうに思います。

煮え切らない返事ですが、以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 候補地の問題ですけれども、もう一つ提案というか、中通の裏、お宮からずっと道が開いてずっと回っていますね、あそこの畑の辺りはどうなんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど申し上げました村の墓地の設置条例がありますが、民家との距離もあります。その辺でやはり先ほど村長申し上げたように、候補地探しておりますが、なかなか難しい状況でありますので、例えば今、高橋議員が言われたところも、民家からの距離、またそういうものが目について地域住民の皆さんがいいというところもまたありますので、そういうものの合致したところを探すというか、検討はしていきたいと考えておりますので、お願いします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 様々なお答えをいただきましたけれども、まだ確かなことにはなっていないということでもありますけれども、早い段階で検討委員会を設けたりして、村営墓地霊園を早急に立ち上げていただきたいというふうに思いまして、私の一般質問は終わりにします。

○議長（北村直樹君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。私は、2問の質問をお願いしたいと思います。

最初の第1問なのですが、越川副村長就任後のミッションの進捗状況につきましてお伺いをさせていただきます。

昨年5月に、越川副村長が就任されて早くも1年がたとうとしております。就任後2か月の時点で羽多野議員から役場窓口サービス向上の質問がありました。まだまだコロナ禍の中で思うような対応が困難と回答されておられました。私は、就任後11か月を迎える現時点において、改めて村長が期待する副村長ミッションについて、期待事項を再確認し、今日まで取り組んでこられた現状の進捗度合いと今後の課題についてお伺いをいたします。

1つ目ですが、当時、小林村長は、公約としても、副村長を置いて行政の業務のスピードアップを図る、判断を早くして早く行動するために必要との考えから、県の現職の小池副村長を起用されました。事情により短期間で退任の運びとなってしまいました。そこで小林村長は、昨年空席となっていた副村長に、今度は新たに民間企業経験者である越川副村長を起用され、越川さんの金融機関やセキュリティー分野での経験、知識、そして老人福祉、介護の経験など、いろいろな分野で経験を積んだ知識、ノウハウ、知見を最大限に発揮してもらい、もっとよい住民サービスの実現、中長期的な財政計画の在り方などにプロの目を持って見てもらい、新たな角度から、元気で暮らしやすい朝日村の創造に一役買っていただきたいとの期待を込めて、新しく村長、副村長との二人三脚での行政運営がスタートいたしました。約1年が経過する現状において、当初村長が期待する副村長ミッションの現状での成果について、村長はどのように評価されておられるのか。また、今後の課題について伺います。

失礼しました。2つ目ですが、越川副村長のプロとしての目から見て、現段階での副村長ミッションの遂行状況についてどう評価されておられるのか、そして現状の課題と今後の方針についてお伺いをさせていただきます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今の清沢議員のご質問にお答えをいたします。

副村長のミッションの進捗状況についてでございますけれども、まず最初に、元小池副村長、その後任にどのような人物が最適であるかということを経験を掛けて私なりに検討しておりました、あの頃。検討するに当たり当然のことですが、今、朝日村、または朝日村役場の弱点は何か、そして今後の大きな課題は何かというところの観点から、まずよく言われていた窓口サービスのちょっと質が悪いじゃないかというようなこともあったものですから、村民サービスの向上、それと同時に、継続させなきゃいけない健全財政、この堅持をどう図るかという面で金融関係を経験された方がいいんじゃないかということが一つ。

そして、今後の新たな大きな課題として、どうもこのままいけば無医村になりそうだという情報がいろいろ入ってきておりましたから、無医村にしないためにはどのようにしていったらいいかというようなことから、医療だとか、特に朝日村の場合には子供の医療だとか、高齢者の医療、これは往診も含みますけれども、今の三村先生、そういったところに力点を置いていただいているというようなことを勘案して、そういった例えば医療だとか高齢者福祉、そういったものに精通された人はいないかというような両面でもっていろいろ人選をしておりました。そういうことで、越川副村長にたどり着いたということになるかと思えます。

最初にお願ひしたミッションでございますけれども、先ほど申したように、窓口サービスの向上、それと地域医療体制も検討してくれということを経験を掛けてお願いをいたしました。そういったものを検討し、出している最中ですが、当然並行して新たな問題として空き家問題だとか、または内部品質監査によって露呈してきたコンプライアンスの関係、そういったものも並行して、テーマ的には4つか5つの大きなテーマを並行して取り組んでいただいております。

いわゆる先ほども清沢議員の話の中にもありましたが、私一人ではどうしてもスピード感が鈍る、または全てカバーできない部分もありますので、二人三脚でスピード、それと仕事の質を向上するというところで取り組んでいただいております。

評価のほうですが、空き家問題に関しては条例を2件成立させていただいたり、そしてまだまだサービス面ではいろいろな、先ほども、何ですか、融雪剤をまくときにいろいろな情報の漏れがあったとかというような、そういった面での住民サービスというところはまだまだ道半ばかと思えますが、私なりに現時点ではよくやっていただいているという評価をさせ

ていただいております。

そして、今後の課題ということをお尋ねでございますけれども、先ほども申したように、無医村にしないための活動ということで、今、具体的に下準備に入っておりますけれども、そういったもののタイムスケジュールの立案、そして全体構想の立案、それを具体的にどのように実現をしていくかというのが今後の大きな課題になってくるかというふうに思います。

私のほうとしては以上の答弁とさせていただきます。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 越川でございます。

それでは、清沢議員の2つ目の質問にお答えさせていただきます。

私のミッションの遂行状況と、自己評価、それから現状の課題と今後の方針というようなこと、お尋ねいただきました。誠にありがとうございます。

振り返りますと、小林村長に任命されまして、起用されまして、議会でご承認をいただきました。それが4月20日だったと思います。5月2日に着任を開始しまして、10か月余りということになりました。村長に起用いただいたこと、それから議会で満場一致で承認いただいたこと、非常に感謝しております。ただ、当初は右も左も分からない状態で行きましたので、とにかく一日でも早く行政に慣れること、これを目指して庁内の執務はもとより、様々な会議、会合、行事を経験させていただいた、そんな中でございました。民間がいいとか、行政が悪いとか、どちらがいいとか悪いとかということではなく、やはり私が今まで経験してきた業界と事業の進め方、在り方、考え方、推進の仕方、これが大きく違うことを改めて認識させていただきました。あくまでも村民第一、村民目線、村民の利益、これに資すること、この重要さを感じさせられました。

そのような中で、先ほど羽多野議員からのこともございましたが、役場の窓口サービスの向上、これをまず問われました。確かに長年従事してきました特に金融機関、この接遇と比べると、物足りなさのようなものを感じてはおりましたが、同時に、それをストレートに導入すること、これにも実は違和感を覚えております。朝日村役場に来庁される方、電話をされる方、それぞれに見合った接遇方法を定着させる作業になりますが、型にはまった画一的な接遇は恐らく似合わないと思います。当時お聞きした中には、村外からの特に新人の職員においてはいわゆる村内出身者が少ないということから親しみが感じられないとか、要は話しづらいついた意見も聞きましたので、いわゆる定型的な画一的なものというものをきち

んとはめ込むということは似合わないと感じております。かといって、それぞれやりたいようにやっていたらとか、職員の個性ばかり伸ばしても、それはそれでまた弊害が起きようかと思えます。

当初、窓口を担当している職員を招集しまして会議を設けまして、それを基に外部の講師さんを招きまして接遇研修等を行いました。その中で今まだちょっと試行錯誤というか段階を経ているんですが、今は本当にごくごく初級編としまして、こういうことはどうか、あるいはこういうことを接遇の中で学びましたが、実践していますかというようなエッセンスを、職員向けの掲示板みたいなところがございまして、そこに配信を続けております。これで新年度になりますので、おかげさまで新人職員も入りますし、若干のそこに伴う配置替えもございまして、そこからもう一度新人研修というわけではなく、そういった窓口接遇というようなことを実施して向上につなげたいと思えます。

大きく分けて、来庁者への対応、いわゆるこれは会話とパフォーマンス、身振り手振りパフォーマンスということになります。次が電話、電話は声のみの対応になります。それからもう一つ最近になってですが、申し訳ございません、ちょっとそこまで気が回らなかったんですが、文書ということになります。それぞれ表現はしていかなきゃいけないんですが、それぞれ違った扱いといいますか、持っていないと、言葉の問題、それから与える印象の問題、それぞれのパフォーマンスが違ってきますので、そういったところに目を向けていかればいいのかと思えます。

もう一つ大事なのは、これは一番私、感じているんですが、「接遇」という言葉を真摯に考えるマインドをいかに盛り上げていくか。よく注意というわけではないんですが、こういうことはどうなんだろうという問いかけをしますと、中にはそれはもう分かっているというような、いや、その気になってやればできますというようなこともありますが、実はこういうものというのは、一定の訓練というか習熟がないと、繰り返さないと、なかなか身につけてこないということもございまして。そういったマインドをもう少し私のほうで盛り上げていければいいかなというところもございまして。まだまだそういった面では足りないかと思えますが、着実に進んでいると思っておりますので、お願いいたします。

それから、そのほか振り返りの中で、就任後取り組んだ主なことにつきまして、今、村長からもお話ございましたが、まず、一つには内部監査とそれに伴う追加監査の実施ということがあります。複数の指摘事項に基づき、最終的には職員の処分という事態になりましたが、これは本当に内部監査制度が有効に機能したこと、それから指摘事項の是正が定期的に行わ

れたこと、再発防止策の策定など、庁内の自浄作用がきちんと働いていること、また監査委員となった職員の資質が非常に高いことが確認できました。今後の不適切事務防止の牽制機能となるように、改めて適切に実施していきたいと考えております。

次に、村内の整備不良住宅、いわゆるN宅の問題に端を発する住宅環境整備に関する条例とそれに密接に関係する空き家条例、2つの条例の策定を行いました。これらの条例は個人の財産権に一步踏み込むものであり、さらに問題となった住宅については、相続が複雑に絡んだため、したがって慎重な取扱いをせざるを得ない事案となってしまいました。それにより予定が大幅に遅延してしまいました。今回の議会で空き家条例を上程させていただいておりますが、この議会で承認されますと、この住宅環境、これに関わる2つの条例がそろることになります。来年度から計画しております環境の整備や空き家の除去、それからもう一つ住宅や店舗としての利活用、この促進に大きくつながるものであると期待しております。

次に、マイナンバーカードの普及促進でございます。今年度の中盤までは朝日村の申請率というのは非常に良好に推移しておりまして、常に県内平均を上回る推移を見せておりました。ただ、申請率がやはり50%、要は2人に1人以上が持つ状態を超えたあたりから鈍化傾向が強くなりました。地域振興局からのアドバイスをいただいたりとか、まず第1は、本当に担当課の職員が一丸となって様々な推進アイデア、出張申請ですとか、夜間受付とか、そういったものを出し合って、おかげさまで2月末は70%、現状は70%超えた状態になっておりまして、県の2月末の申請率が68%でございますので、非常に良好な推移を見せたと思えます。

それからもう一つ、これは今後にもつながることなんですけれども、朝日村の将来の医療体制を見据えた具体的な検討段階に入りました。令和3年度から村内外の医師を中心にしました村内医療体制会議を開催していましたが、今年度はさらに踏み込んだご提言をいただき、県の保健所、近隣医療機関などとの意見交換を始めております。

これらの情報を基にしまして、来年度になりましたら、住民を交えた検討委員会を立ち上げさせていただきまして、診療所開設の是非、あるいは診療所を開設した場合の事業計画モデル案などを基礎資料を作成して、さらに検討を進めていきたいと思っております。

まだまだ村長の評価をいただくにはまだ値しないと思っております。清沢議員からも村長と二人三脚の行政運営という非常にありがたいお言葉をいただきました。行政全般を目指して、足手まといとならぬよう、しっかりと村長を補佐して力量を発揮できればと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

事細かにご説明いただきましたが、最初に村長から期待、それから評価、今後の課題というお話をしていただきました。その内容と、それから2つ目にご質問させていただきました越川副村長のご自身の評価、大体期待されておる項目と副村長から答えられたミッションの進捗状況、共通しているところが非常にありましたので、お互いのコミュニケーションはうまくいっているんだと、あるいはその評価、あるいは課題についてはそれぞれに調整されているのかなというふうには想像がされます。

いずれにしても1年ということですから、本来新人からいけば、まだまだ試用期間中ということなんですけれども、副村長という存在といいますか、それはあくまでももう即戦力ということになるものですから、いろんな民間経験の知識、ノウハウ、知見を生かしてもらって、もう即日力を発揮してもらおう。期待どおりのミッションを遂行してもらおうということが本来の役割であり、立場であるというふうに私も思っていましたので、今回ちょうど1年たった中でどんな状況か、お伺いをさせていただいたということでございます。

ただ、なかなかコロナというところがまだ令和4年度についてはありましたので、若干そこには影響が出ていたかとは思いますが、大きく期待している村長のミッションであります民間の知識を得てもらった中でのもっとよりよい住民サービスという点では、実際にそんなに目に見えて、これだ、あれだというのはなかなか難しいと思います。

しかし、今、検討の中に入っているということもあります。それから、それ以外には住宅のいわゆる空き家対策だとか、内部監査についてはこの後2つ目の質問でいろいろ伺いたいと思っていますが、それへの対応、あるいはマイナンバーへの対応、それから新たな課題としては、将来への医療体制の検討だというようなことを今お伺いさせていただいたんですが、それ以外に、まだまだ1年だとは思いますが、ミッションの中でも長期の財政計画、どう見ていったらいいのか、あるいはどういう形を進めていったらいいのか。そんなこともミッションの中にあっただと思うんですが、現状の中では1年過ごしてみて、新たな予算をここで、骨格予算ですけれども、そういうものを見ていった中で、骨格予算は骨格予算でいいんですけれども、長期財政計画という中でいけば、現状、今どのように将来の朝日村に向けてどんなふうにつえられているか、副村長にちょっとお伺いしたいと、よろしくお願

いします。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。その点ちょっと漏らしていて申し訳ございませんでした。

財政のこととしましては、私、見始めたところなんですけれども、いわゆる運用的には健全、運用というか執行状況は健全かと思えます。要は決められたことをきちんと執行すること、まず決めるということに対しては財政規模を検討した上で、各事業に対して適切に配分されて、それが予定どおり執行されていること、これがまず行政の予算、財政における基本というか、第一のことだと思っております、それについては特に問題はなかろうかというのが今のところの実感でございます。

ただ、この1年近くを通して見てきますと、今後のインフラの整備といいますか、特に都度都度上がってきます小学校の建て替えですとか、前回の議会でも大きく取り上げられましたプールの改修、村のいろいろな施設というものが大きな箱物がここ何年かで一気に改廃というような問題、修繕、長寿命化というものを控えておまして、それに対する財政支出という規模感が非常に大きなものとなります。そういったものを単純に言うと、自前で取崩しの中でできるんですけれども、さてそれをしてどうするかというところになってくると、いろんな検討が必要になろうかと思えます。改廃も含めてということになろうかと思えますが、そこが一つ大きなものかなと。

それから人口減少に伴うところの勘案ですとか、そういったことに関すると、もう少しシミュレーションに関わって、今のところ教えていただくところが本音なんですけれども、知識を得たいと思っております。

今、感じているところはそういったところ、手持ちのお金は十分過ぎるほどあると思っておりますが、その使い道いかによりますと、すぐに底をつくというところの組立てが将来的にわたっては課題になろうかと思えます。

お答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

いずれにしても、これからの長期財政計画、こういったところは本当に非常に重大な部分



が出てくると思います。特に今、越川副村長おっしゃったように、公共施設の老朽化、これに対する対応、それからインフラ設備の対応、それからこれに対する予算措置をどういうふうにして、どういうふうに財政を目指していくか、こういったところがやはり期待されるころだと思しますので、ぜひそんなところも今後、力を発揮していただきたいと。

時間もありませんので、1項目をまとめたいと思いますが、いずれにしても、私を感じているところでいきますと、村長のミッション、そのほとんどがよく村民の皆さんから副村長の顔が見えないというふうにお話はされるんですが、表に現れないという業務は副村長、持って回ったといいますか、立場であるというふうに私は思います。村民に直接接していく、あるいは外部と直接接していく、こういったことはなかなか難しい立場である、あるいは業務であるというふうに思っています。

したがって、顔が見えないという部分は言われたとしても、仕方がないことではあるとは思いますが、今まで以上にもっとよい住民サービスの向上ということで、村長からの大きなミッションもあります。そういったところは目に見えてここだというふうに分かりませんが、ただ村民が肌で感じる、あるいは実感できるような何か環境づくりとか雰囲気づくりとかシステムづくり、こんなようなことをぜひ知識、ノウハウを生かしていただいて、今、幾つか話ありましたけれども、さらによくする住民サービス、あるいは住民窓口、あるいは住民に対するいろんな施策、こんなところにぜひ生かしていただいて、副村長の力を発揮していただきたいというところを期待したいと思います。

そして、さらに副村長の存在というのは、もう庁舎内については職員にとっても重要な存在であると十分私は思っています。それから村長が対外的にも、あるいは外とのいろんな対応もしたり、大きなミッションについて進めていく中で、とても言葉でいいか悪いか分かりませんが、村長がかゆいところに手が届かない部分が結構あると思うんです。そういったところを補完していく、あるいはそれに対して補っていってもらう。そういうことが副村長の私は重要な役割を背負っているんじゃないかというふうにも思っていますので、ぜひその辺を認識をしていただきながら、先ほど、今後の課題について幾つかお話ありました。これの実現に向けて、さらに力を発揮していただきたいということを期待して、1問目の質問を終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問に入ります。

不適正事務処理の問題に対する再発防止に向けた歯止め対策はということでございます。

朝日村の行政事務処理において、3年前の条例未交付問題に端を発して、職員のコンプライアンス研修の強化、条例の総点検の実施、内部監査委員要綱の制定などを展開して、再発防止に向けた取組を強力に進めてまいりましたが、ここに来て、内部監査により、さらなる不適正事務処理が発覚をし、職員を処分せざるを得ない結果となってしまいました。

こうした事象は村としては非常に残念な事例であり、今後、同様の不祥事が発生しないよう、改めて再発防止に向けた歯止め対策を講じる必要を感じます。

そこで、幾つか質問をさせていただきます。

1つ目ですが、今回処分対象となった不適正な事務処理事項について、具体的な事務事業内容については触れなくて結構ですが、再発防止に向けた是正措置、これはきちんと対応されているのかどうか、その辺を村はどのように対応したのかをお伺いをさせていただきます。

2つ目ですが、令和2年8月に法令・条例の遵守、不適正事務処理の防止等を図るために、村の監査委員監査とは別に職員が互いの事務事業をチェックする行政組織内内部監査要綱が作成施行され、現在まで、年1回の内部監査が確実に実行されております。これは先ほど副村長からもお話がございました。私は、村の監査委員の立場からも、こうした内部監査の実施内容を精査させていただいておりますが、こうしたシステムが有効に機能し、相互チェックが運用されているからこそ、適正な行政の事務事業の執行に結びつくものであると確信をしております。こうした内部監査の運用で庁舎内の牽制機能が働いて、今後の再発防止に向けた有効な歯止め策の一つだと私は思いますが、今回の事例を踏まえ、ほかに村として再発防止に向けた新たな対策等は講じられておられるのか。

3つ目ですが、コンプライアンス遵守、これについてはもう職員は最低限の責務として必要性は十分に認識しているはずであるというふうに私は思います。それ以外に職員のプロ意識のさらなる向上と、職務遂行能力の向上を目指して、新たに人材育成、あるいは人事評価の仕組み改善と見直し、改定など、こんなことを考えておられるのか、その辺について3点お伺いをしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清沢議員の不適正事務処理問題に対する再発防止に向けた歯止め対策ということで、ご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

それでは、最初のご質問、再発防止に向けた是正措置について、村はどのように対応されているのかとのご質問でございます。この再発防止に向けた是正措置につきましては、今回の一連の不適正な事務処理につきましては、法令の規定を逸脱した事務処理が見られましたので、これにつきましては改めて全職員を対象にコンプライアンス研修を行い、これにつきましては新年度におきましてもスキルアップした内容で継続的に行っていくことといたしました。

また、今回の不適正な事務処理につきましては、業務の手順、また進捗管理が適正に行われていなかったことがございます。そこで業務の手順につきましては、業務の手順を可視化し、業務の手順を確認しながら事業を進めるため、職員が行っている業務について業務手順書の作成を進めることといたしました。もともと行政事務は法令の定めにより行っておりまして、その法令の内容が行政事務を行う上での手順書になっている面もございますけれども、今回の事務処理のように、公共用地の取得事業のようなものにつきましては、やはり一つの事務を行うのに租税特別措置法だったり農地法、不動産登記法など、幾つかの法令により事務を進めなければならないものもございます。一つの法令を見落とすと、その事務が適正に処理されないこととなりますので、その業務の手順と、それに関係する法令を可視化して見落としや手順を間違えないように、この業務手順書を作成していくことといたしました。また、この業務手順書は人事異動の際には、事務の引継ぎ書類としても活用できるため、後任者にも適正な事務処理方法が伝わり、不適正な事務処理の防止が図られるものと思っております。

また、進捗管理につきましては、既にそれぞれの職員が進捗管理表を作成しまして、その内容を毎月課長が確認することとしております。それと、月初めに課長は理事者と事業の進捗状況を現在確認をしているところでございます。

続きまして、2つ目のご質問です。今回の事例を踏まえて、ほかに村として再発防止に向けた新たな対策は講じられるのかというところでございますけれども、これにつきましては、先ほど議員のご質問、また先ほど越川副村長の答弁にもございました、今回の内部監査システムが有効に機能が働いて、職員相互によるチェック体制が働いたものということで捉えております。ですので、この体制については新たな対策は特に現在は考えておりませんが

も、この内部監査を継続的に実施していきたいというふうに思っているところでございます。

それと、若干でございますけれども、先ほど是正措置に向けた新たな取組で申し上げた内容のほかには、特に改善策というものはございませんけれども、今回の不適正な事務処理の中には、土地の買収単価みたいに村で基準を定めておいたほうがよいもの、また変更契約時の契約保証金の取扱いのように、国等に法令の定めがない行政事務でも村独自に手順を定めておいたほうがよいもの等もありましたので、それにつきましては、今後早急に検討を図ってまいりたいと思っております。

続いて、3つ目のご質問です。人事評価の仕組み改善と見直しの改定などを考えておられるのかというご質問です。

人事評価制度につきましては、評価を始めて実質2年目となります。評価につきましてはおおむね適切に運用が図られてきておりますので、現段階で人事評価の仕組みの改善見直し等は考えてはおりません。ただし、今回の不適正な事務処理の中には職員の知識の不足という面が見られました。人事評価制度は職員の評価だけでなく、評価の結果を人材育成に活用していく必要があると思います。そのため、今後職務ごとの標準職務遂行能力表、まだ当村では作成しておりませんので、職務ごとの標準遂行能力表を作成しまして、それぞれの職位に求められる能力とスキルを示した上で、この人事評価の結果と照らし合わせ、人事評価で職員の能力の低かった部分、また身につけていないスキルについて研修を行うなど、職員ごとの人事育成に今後取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今、対応策について、是正措置について、るる総務課長からお話をいただきましたが、その中で業務手順書の作成ということの説明を先ほど伺ったわけですが、これは再質問させていただきたいのは、それぞれ単位業務ごとに作成されているのか、それとも共通性を持った一つの業務手順書にしているのかどうか。

それから、その業務手順書の中には先ほど総務課長、お話ありましたように、いろんな地方自治法であるとか、土地収用法であるとか、いろんな登記の問題の手法等々あると思うんですが、そういった業務手順書の中には、こういったものを可視化させるように、この業務

にはどういう法があったり、条例があったり、附則があったりとか、そういうものもそれぞれの業務手順書ごとにつくられているのかどうか、そんな点について、ちょっと伺いたいんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清沢議員の2回目の質問、業務手順書の関係でございますけれども、業務手順書につきましては、それぞれの職員が持っている業務ごとにそれぞれの職員が作成することとしてございます。ただ、先ほども申し上げました用地の取得事業のように、全課にまたがるものもありますので、そういった手順書については全課で共通認識するというか、共通で使うような形になっていくものと思います。

この業務手順書の中には、業務手順のほかに、関係する法令をそこに記載するように様式を定めさせていただいておりまして、それに従って業務手順書を作ることになっておりますので、手順と関連する法令をそこに全部記載がされるようなものになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。

やはり業務手順書、これについてはしっかりと可視化をして単位業務ごとにつくっていくと、自分の経験もそういうことがありますので、ぜひそのとおりに進めていただければいいなというふうに思います。

それで、別件でちょっと伺いたいんですが、今、DXの業務を推進していると思いますし、庁舎の中では電子システム、決裁システム、一時ちょっとストップしているという話もあったとは思いますが、電子決裁システム、こういったのが動いていると思うんですけれども、あの中でもなかなか附属する書類を全部チェックして、見て、決裁に結びついていくかと、なかなか難しいところがあって、即決裁というところにチェックを入れると、そのまま進んでいっちゃう。だから上がってきた書類の部分がしっかりと全部検証されて決裁に結びついていくかという、難しいところがあると思うんですけれども、自分の経験も含めて言うと、電子決裁の中に附属するいろんな帳票類とか、あるいは原書が報告書がついていると思うんですが、そういったものを全てチェック入れないと、決裁に結びつかない。したがって確實

に検証機能が働いていく、こういうシステム改善というのが可能だというふうに聞いているんですが、そんなようなことについて、今後、電子決裁の改善、あるいはシステム改装、こういうものについて、何かお考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 清沢議員ご質問の電子決裁でございますけれども、今も庁内で伺い文書等につきましては電子決裁を用いての決裁システムになっております。

議員おっしゃられますように、伺いの表紙の文書があるんですけども、そこに添付するファイルにつきましては全部PDFでそこに添付するわけでございますけれども、決裁をするに、その添付書類を見るについては、その添付書類を一つ一つダウンロードしなければいけないということで、紙の書類でしたら、すぐめくと確認ができるわけですけども、ダウンロードするのに、やはり一つのファイルでも30秒から1分ぐらいとかかかるものですので、ちょっと多い添付書類がついているものはちょっと時間がかかるということで、なかなかそれをしっかり上司も決裁を確認しているかというところがございます。

先ほど議員おっしゃられたとおり、それぞれの決裁権者が確認したかどうか、添付ファイルのほうにチェックが入るような仕組みになっていけばいいんですけども、今のところちょっと村のシステムではそういったところまで至っていないものですから、今後、書類の決裁確認というところでそういったところも必要かということも、これから検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

これからはどんどん電子決裁システム進んでいくと思っておりますので、そういったところ、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、最近、新聞でも朝日村以外で小谷村で保安林の数えミスがあったりだとか、あるいは今日の新聞でも駒ヶ根で介護サービス費の事務の処理ミスで支給漏れがあったりとか、こういったことで、ほかでも発生してきています。人間がやることですから、確かにミスはあるにしても、それが相互チェックで未然に防止できるということが本当に大事だと思うんですが、例えば駒ヶ根の新聞の中でもちょっと書いてありましたが、担当職員が処理しないと放置されてしまう事務、こういったものを点検することも今後方針とし

て検討していきたいと新聞にも書かれています。確かに、ここを抑えられるように、何か執務改善ができればというふうに考えるんですが、先ほど、課長のほうからも毎朝とか、週何回か部下と仕事の取組についていろいろ確認しているとか、相互チェックを入れるというような話もされていましたが、具体的にこういう言葉で出ていましたので、やはり処理しないでそのまま何か収まっていっちゃう。それで後で結びついてくる。こういうことが事前に防止できるような仕組みみたいなのを、ぜひ、ご検討いただきたいというふうに思います。

というのは、内部監査は今進んで、先ほども有効に機能していてとてもいいという、私もそう思っているし、それは評価しているんですが、内部監査は後で発覚してくるわけですから、未然防止する仕組み、これが先ほどの電子決裁システムもそうですし、毎回の課のミーティングの中、あるいは決裁の段階でこういったことがぜひ防止できるのが、先ほどの業務手順書について可視化する、いろんな関係法令や条例、こういったのも当然それに対して必要だというふうに思います。

処理しないで放置されていくようなことを未然防止するためにどうあるべきか、こんなところをぜひご検討いただき、その内部監査をさらに発展させて、これは先ほど総務課長も副村長もおっしゃっていたように、職員の人たちの研さんだとか意識向上だったり、能力向上に非常につながっていくと思うんです。人の仕事を評価するとなると、自分が勉強しなきゃいけない。勉強するにはどういうものが必要かと、全部考えていって評価といいますか、内部監査で他の人の仕事の評価をしていくわけですから、とてもこれは有意義なものであるというふうに思っています。

ぜひ、ここを皮切りに職員の皆さんの人材育成、それから人事評価、こういったものに併用しながら取り組んでいっていただいて、ぜひ村民から信頼される事務事業の執行に副村長リーダーシップを発揮してもらって、強力で推進していただきたいということをお願いをさせていただきます。私の質問は終了させていただきます。

以上です。

○議長（北村直樹君）　これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

それでは一旦ここで休憩を取りたいと思います。

再開を13時30分といたします。

休憩　午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

---

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、1問質問をさせていただきます。

今後の村の森林林業への取組についてであります。

国の拡大造林政策によって植えられた人工林、特に当村においてはカラマツ林が樹齢50年以上になり、いよいよ伐期を迎えております。この問題は、既に共通認識として久しいところです。県では、森林税により手入れの遅れた里山の整備を中心に森林づくりを進めてきました。当村においても、これまで各種森林整備等に利用してきました。

県では、これまでの森林税の在り方についての検討を重ねてきており、従来よりかなり幅広い利用を提案しております。また、国においても令和6年度より森林税の導入を決め、今は森林環境譲与税として前倒しで各自治体に配分されております。

そこで、お聞きをいたします。

当村において、今後どのような将来ビジョンを持って国・県の方針を受け、森林整備等の事業を推進していくのか、以下の点を中心にお答えください。

- 1、村有林は最も奥深い場所にあり、林道整備等の必要性も踏まえ、今後どうしていくか。
- 2、防災・減災の観点から河川際の伐採等はどうするか。
- 3、村の生産森林組合の課題である組合員の減少、新たな事業、特用林産物の生産販売等であり、その支援をどう考えるか。
- 4、里山と人との絆づくり。これは、単なる木材の搬出のみでなく公民館活動、学校教育分野の活動のフィールドづくりであります。



5、地域おこし協力隊の募集であります。この制度を利用し、都会から若者に来ていただき、移住・定住のための仕事づくりや人を呼び込むための地域資源、木材とか林産物等の活用による仕掛けづくりをしたらどうか。

以上、当局の見解をお聞きいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

今後の村の森林林業への取組についてでございます。

1つ目の村有林につきましては、もう議員ご承知のとおり、村有林は奥地にあるため、施業は非常に困難で、近年の豪雨等により林道の被害も発生している状況でございます。また、この奥地にある村有林でございますが、非常に急傾斜地でございます、林業経営には適さない森林となっております。

村有林は、水源涵養保安林として広く指定されており、引き続き県と連携を図り、水源を涵養する森林や二酸化炭素を吸収する地球環境保全林として守り、土砂崩れなどが発生しないよう状況を把握しながら計画的に保全の活動に努めてまいりますので、お願いいたします。

続きまして、2つ目の河川際の伐採につきましては、河川、山林、砂防指定地域などそれぞれ管理者が異なりますが、山林内における河川につきましては、倒木等の状況を把握し、土砂災害への対応を未然に防止する対策を県等と連携し、実施してまいります。

3つ目の生産森林組合や特養林産物の生産販売等への支援についてでございますが、こちらは大きな課題と捉えてございます。

生産森林組合につきましては、各委員さんの組合員の勉強会等を開いておりました。その中で、今後はこういった方々、組合員にもっと山に入っていただく努力をしたいということで理事の皆さんもおっしゃっていましたので、そんなところへの協力を惜しまなくやっていきたいと思っております。

まだまだそういった具体的な検討内容はしてございませんが、各団体とさらに懇談を持ち、どのような支援が必要なのか把握し、対策を検討いたします。

4つ目の里山と人との絆づくりでございますが、森林環境譲与税の活用の目的でもございます森林の整備を担うべき人材の育成及び確保策としまして実施してまいります。学校や公民館、観光協会等々連携を図り、森林整備に触れ合う機会を創出したいと考えてございます。

また、地域や団体等が行う森林に伴う活動や勉強会などへの補助も検討してまいる所存でございます。

5つ目の林業を主体とした地域おこし協力隊の募集につきましては、受入態勢や目的を明確化し、その中で採用できれば検討をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

まず、村有林ですが、やはり相当奥地でありますので、非常にこの木材の搬出等は厳しいところだとは私も認識をしております。

その中で、旧公団との分収林がありますよね。あれは相当長期にわたるんですが、伐期が来たときには、いわゆる分収ですよ。分け合うと。その木材を搬出した、売ったその収入を分け合うということで結ばれていると思いますが、その辺については、計画的というか、どのような見込みを持っていらっしゃいますか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 高橋議員の2番目の質問にお答えいたします。

分収造林につきましては、こちらから積極的にという部分はないんですが、分収の造林の関係でお話が定期的にあります。ここ数年は毎年毎年少しずつ実施していただいておりますので、私どものほうもそれに協力していくということで体制を取っております。

今後もそういったお話があれば、定期的の実施してまいりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 分かりました。

そうすると、分収造林であっても、やはり水源涵養ということで、そこにある木材を搬出して売って、分け前をいただくと、言い方おかしいですが、そういうことでなくてということ、そういう捉え方になりますか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 基本的には、分収造林の部分については分け合うわけですが、村有林につきましては、やはり急傾斜地でございます、なかなか出すのはやっぱり難しいでございますので、基本的には水源涵養の木材として定期的にその保全という部分で、そういったところに力を入れていながら水源涵養を求める森林として維持していくということで、ご理解願うと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 分かりました。

そうしましたら、次、私、特に3番目の生産森林組合の課題であると、この部分で木材の搬出だけでなく、特用林産物の生産また販売、こういったところに、これは村がというよりも組合自体が考えていかなくちゃいけないとは思いますが、この中で特用林産といっても、キノコとかいろいろあるわけですが、針葉樹じゃなくて針葉樹も含めてでいいんですが、広葉樹、その山を整備することによって、いわゆる副産物的なまきの材料であるとか、出てきますよね。そういったときに、これは生産森林組合ができる能力があればいいんですが、例えばまきステーションとかありますよね。そういったときのいわゆる長期のコストかかる部分において、森林税等も利用しながら、村の支援がいただけないかと、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のご質問ですけれども、私考えるのに、3番、4番、5番、これを一つまとめにしまして、そして将来お金になるプロジェクトは何かというような、やっぱりそういったことを中心に、この地域おこし協力隊の採用を併せて行って、3、4、5で何かこうモデル事業ができないかというようなイメージを膨らませています。

その一つとしては、三俣の作業棟、あそこを活動拠点にして、あそこでもって今までも何回かやっていますけれども、子供の森林教育だとか、そういったものを結びつけるだとか、またはあそこを拠点にして各種森づくりの活動をするだとか、そしてもう一つは、生産物を販売できるような、ちゃんとした固定ステーション、そういったものまで連動させた形でやっていくというのが何となくこう想像できる絵になってきます。

ですから、この3、4、5でもって地域おこし協力隊を中心とした何かなりわいになるよ

うなことができないかということで、企画を膨らませていきたいと思いますが、まだ具体的にあるわけじゃありませんが、ただ、あの作業棟を何とか生かしたい、一緒のプロジェクトの中に入れ込みたいと、そんなような今、考えは持っております。

○議長（北村直樹君） 高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 確かにそうですね。3、4、5、これ本当にもう連動していて、非常に問題としては大きいんですが、でも少しずつできないことではないというふうに思っています。

この中で、4の括弧の中に学校教育分野の活動フィールドと、私入れましたけれども、これは例えば小学校の児童とか、保育園でもいいですが、そういう皆さんが教育の一環として遊べるとか、そういうフィールドを造る、それは作業棟付近というよりも、もっと奥深く、あれがありますよね、林道というか遊歩道が。あの辺は、遊歩道を歩くだけじゃなくて、遊歩道を中心にした周りをきっちり整備すると。本当に見通しよく、そうしないと非常に奥地ですので、鳥獣というか、その辺の危険な部分あるので、だからそれを主として作業する事業体に任せるのもいいんですが、大勢関わって、ボランティアの皆さんを含めて整備していけば、非常にいいフィールドができるんじゃないかというふうに思います。

それと同時に、今村長からの答弁もあったように、いろんな金になる仕事をしていける、それも十分見込めるんじゃないかと、こんなふうに思います。どうでしょうか。その保育園とか、小学校の児童の遊びとか教育の一環ですが、その辺のフィールドとして使うということについては、教育長、どんなものでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 高橋議員のご質問にお答えをします。ありがとうございます。

昨年夏に、小学校6年の子供たちがちょうどスキー場の周辺の材木を切る体験をしております。そのときに、1人1本ののこぎりを持ちながら山へ入っていったわけですが、その子供たちが約1時間、小1時間作業をしたわけでありまして、非常に嬉々としてその作業を行っておりました。

その子供たちが材木、あるいは森林に触れるという体験は、ある意味非常に自然の中に、このように自然の豊富な朝日村には非常に大事な体験活動になるのではないかと私は思っております。そういった意味で、今ご提案いただきました、例えば作業棟とかそういうところ

も活用しながら、子供たちの学習の場に活用していくという方向は、ある意味朝日村のあるべき姿かもしれません。

そういった環境が整備されて、そして子供の学びに足る内容が入ってくるとすれば、十分活動として成立するのではないかというふうに思っております。

学習の場として、算数とか国語とかそういった教科の学習ではなくて、例えば総合的な学習の時間等の活用が考えられるかと。あるいは生活感とか、そんなことが考えられるかと思えます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

その学習の部分、いわゆる今で言うSDGsの勉強、そういった現場で勉強するのが一番かなというふうに思います。先ほどからのこちら上げた3、4、5ですが、トータル的にこのような分野においても最近は県のほうでも森林税を活用してという、そういった方針もあるわけですから、どうかその辺も探りながら、しっかりこの私の意図する方向に向かっていただければというふうに思います。

そんなことで、要望として上げて、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林 邦宏議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、今回の質問で平成23年6月から48回目になります。そんなことで、行政の皆さんには大変お世話になっております。

それで、ほんの通告書と一部ちょっと変えていますけれども、その辺はちょっと私の思いがそんなふうにしてありますけれども、ご了承願えればと思います。

村政4年間の村民目線で総括すると。

村長は、選挙公約に掲げた副村長を長野県庁の小池氏を選任して、小池村長の行政手腕で山積されている課題に対処していくと説明を受けました。

平成2年2月から新型コロナウイルスの感染が始まり、公共施設の休館や春休みまで小学校、中学校の臨時休校などの処置が取られ、コロナ禍の始まりでした。村政にも混乱が発生し、観光協会が計画していた鉢盛山登山マラソンが2月初旬中止情報が委託者に伝達されず、徴収してしまった参加料の返還処理が発生してしまい、その諸費用がイベント中止に伴う臨時支援金という名目で6月議会に上程されました。

また、令和2年度当初予算に計上されていなかったレタス化粧品開発の議案も上程され、思いつき議案と思われても仕方がなく、決裁の採決の結果、2議案ともに否決されました。議員生活10年目でしたが、この議会での2議案を否決した情景は、今日でも鮮明に脳裏に残っております。後日、改めてイベント中止に伴う臨時支援金は関係者との懇談、詳しい資料の提出等で協議会を経てから臨時議会が開催され、議案に上程され可決となりました。

令和3年3月、プライムスキー場の指定管理者、カシヤマスノーテックが10年間の指定管理を8年間で契約破棄した加害者の要求であるスノーマシンのビニールカバー20基分、60万円、インストラクターのユニホーム40着分、197万円余りを支払っております。この2点の品物には購入時の注文書、納品書、請求書、領収書等の帳票類は一切存在せず、当村の財務規則の需用費からの予算執行はできないのではかと思っています。12月から3月まで使用したユニホームを新品同様価格で購入、副村長は新品同様、品質がよいからと答弁しておりました。社会通念から大きく外れた答弁には、閉口しております。また、貴重な財源をこのような公正でない物品購入に支出したことは、遺憾に思っております。そして、この対応は泥棒に追い銭であったかのように私は思っております。

議会では、一般質問の内容に干渉され、高圧的な言葉を受けて意気消沈してしまうのです。このような気持ちにされた議員は私だけでしょうか。

この辺で質問に入ります。

1としまして、村民の皆さんから、毎週月曜日の朝、経営会議が開催されているようですが、どんな内容ですかと尋ねられます。

2番目として、行政事務の誤字や議案番号等の管理ミスの撲滅はできないのですか。

3番目としまして、村道西洗馬17号線工事開始の連絡は工事業者でなく、行政から事前に連絡くださるのが基本ではないでしょうか。

4番目としまして、H社の横出ヶ崎進出や村道西洗馬17号線工事を執行する際、近隣の議員や区長、地区長に情報の提供を事前にさせず対応されたのは、行政への信頼感を喪失させたと思われませんか、お伺いします。

5としまして、横出ヶ崎地区住民の皆さんとの約束、H社視察はいかがされたのですか、お伺いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの林議員のご質問にお答えいたします。

最初の①、多分これは、経営会議はどんな内容かというようなことだと思えるんですけども、従来の「課長会議」を名称変更して「経営会議」といたしました。しかし、単なる名称変更ではございません。一昨年より進めてまいりました朝日村行政改革大綱、それと行政改革アクションプラン、これは第6次総合計画の目標を達成するために、組織の在り方や改善に向けた方策に取り組むということでもあります。その一つに、行政の運営から経営というその基本的な考え方を転換するということも含まれておりまして、そのようにしてきております。

単に行政は、今までどおりの手法で行うというのが運営であって、仕事の質を変えたり高めたり、目標は同じでも違うアプローチを加えたり、または高い目標にチャレンジして仕事のやりがいを見いだすだとか、またはそういったスタッフの達成感を味わうだとか、またはどういうことが一番いい効率的な仕事なのかと、そういったことを考えるのが経営というふうに私は捉えておりますので、その会議体も「課長会議」から「経営会議」に変えてきたということでもあります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 林議員ご質問の2つ目のご質問でございます行政事務の誤字や議案番号等管理ミス撲滅できないのかというご質問でございます。

今3月定例会の議案発送の際の差し替え等につきましては、大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。議案のほか公文書の作成につきましては、改めて複数の職員で行い、担当課長が責任を持って校正、それと校閲をしてから編冊することといたしました。

また、この議案書の編冊スケジュールでございますけれども、これまでのスケジュールを早め、議員の皆さんに発送する前に再度担当課で確認することいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、林議員ご質問の3番目、3、4、5番目につきまして、私のほうからご回答させていただきたいと思ひます。

3番目につきまして、議員おっしゃるとおりでございますので、令和元年度の工事であり、当時の担当者にも聞き取りましたが、状況は不明でありました。工事現場近隣の方々にご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。現在は、文書や口頭でお知らせをしておりますので、ご理解をお願ひしたいと思います。

続きまして、4番目につきましてですが、関係者の皆様に不信感を抱かれてしまったことにつきましては、おわびを申し上げます。今後はそのような不信感を抱かれないよう対応していきます。

続いて、最後5番目につきましては、コロナ蔓延時期には開催できませんでしたが、会社側に日程調整をしていただき、工場見学を明日15日水曜日に開催する予定でありますので、お願ひいたします。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、村長にお伺ひしたいんですけれども、その経営会議の中で、やはりいろいろ気になることがありまして、一つはこの中に、経営感覚の中にお客さんの存在というのは、やはり意識されているのかされていないのか、その辺が私やはりずっといろいろの行政の執行されることによって、そこにお客さんが不在のような感覚を受けているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 経営感覚と言いましたか、経営の中にお客さんがまず最初が一番中心



にあります。全てはお客様のために経営をするというのが、これはもう常識でありますので、よく私の言葉で言うとお客様目線とか、またはこれは役場に替えると住民目線だとか、まずはそれが一番の基本だと思っています。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長からご答弁いただきましたけれども、そういう感覚でおったならば、やはりお客さん、住民でしょうけれども、その辺のコミュニケーションというのか、それは絶対村民の方から不信感もしくはなぜ連絡してくれなかったとか、云々というそういう不満というのか、感覚が発生しないような、そういう対応で、先ほど羽多野議員からも出ましたけれども、やはり情報の伝達、もしくはそういう面での事前の同意形成とか、そういうのを得ていないということに関しては、やはりそれぞれのセクションで不安を持っている方もいますし、もう一つは不満を持っています。そんなことで、その辺はぜひ今後の運営の上で、その辺を念頭に置いて対応していただきたいなと思います。

それでは次に、総務課の関係のミス是件なんですけれども、例えば私思うんですけれども、やはり今回2月の臨時議会、それから続いてその前もありましたけれども、やはり誤字もしくは要するに議案の番号の管理の不手際みたいところで発生していて、それをやはりどうやって再発を防ぐのか、その辺、今後そういうことが発生しないように、特にお願いしたいなと思いますし、それから今回私の思うには、やはり実際中身を見ますと、総ページで議案の概要書は別つづりでしたけれども、何だかんだで158ページほどありました。

それを差し替えなくちゃいけないのは、実質的には37枚でしたから、あとの104枚というのは総替えしましたけれども、やはりその必要性があったのかどうなのか。もうミスはミスで結構なんですけれども、その経営感覚でいくと、無駄なことはしないというのが基本原則なんですけれども、その辺はどのような思いでこういう対応を取られたのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 林議員の2回目のご質問でございますけれども、今後の対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、議案の官公文書の作成につきましては、改めて複数の職員で確認を行いまして、担当課長が責任を持って校正と校閲をして

から編冊をするということにいたしました。

それと、議案書の編冊スケジュールの日程を早めて、一旦編冊したものを各課で再確認することにいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これまで、どちらかというとい議案につきましては、各課でつくったものを総務と議会のほうで構成を行ってございましたけれども、校閲ということで、そこに書かれている事実関係が合っているかどうかまでは担当課でないとなかなか分からないものですから、しっかり担当課のほうで校正と校閲をしてから編冊をするということに取り組むことにしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

差し替えにつきましては、一旦議案書を全て議員さんのところに発送をしましておりましたので、一旦全部差し替えることが一番素早く対応ができるということになりますので、そういった方法を取らせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、課長からご答弁いただきましたけれども、私個人的に考えますと、やはり32枚差し替えすれば済むことなものですから、もう発生してしまったことはしようがないとして、それはやはりやってくれということで対応すれば、約104ページほどは無駄にならなかったんじゃないかなと、こんなことでやはり無駄ということでSDGsとの絡みともろもろ考えますと、そういう基本的な考え方も必要ではなかったんじゃないかなと、そう思っております。

そんなことで、ぜひそういうことが再発しないように、特に前回は2月に誤字等によって議案が増えたことによって、それがうまく管理されていなかったからああいう結果になっただろうと想定されますけれども、やはりそういう議案のナンバーの管理もしっかりと対応していただきたいなと思います。

それから、あと、横出ヶ崎もしくは3、4、5ですけども、4はそういうことで、ぜひそれを徹底していただいて、地区の人たちに不安とかそういうことの発生させないような対応をぜひ取っていただきたいと思います。

それから、4番の件なんですけれども、これ、調べてみますと、要は私どもにこの報告があったのが8か月経過したもう11月17日と、その前に市民タイムスでそういう企業が進出するということが分かって、それからなんです。その前に幾らでもこの調べてみましたときに、

もうこのH社との契約は調印交わしているのは3月31日で、それでその後、農業委員会に農転の協議をしていただいて、それが議決されたのが4月26日と、それからやはり8か月も経過してようやくそれが議会に報告があったということで、やはりそういう経過があつて、なぜ議会に報告してくれなかったかな、情報なかったかなと、そういうことで私はその辺はやはりよりそういう経営会議なり何なりやっているときに、そういう情報はスピード感を持って対応していただいて、その周辺の議員もしくは人たちが何だろうというような形で、違和感もしくは行政に対応する信頼感が消失しないような措置を取っていただきたいなど、そういうふうに思います。

それから、一つだけ、やはりこれは言われたことなんだけれども、これはたまたま17号と、それから7号との比較なんだけれども、17号の場合は、私も地区の方から言われて、その現場を工事する前に見に行つたと。そしたら、その箇所は2メートルのL型鋼が埋設してあつて、そのL型鋼にガクが入つていたと。それを見た範囲では、ここで4、5枚替えればいいなというような感じで見てきたんですけれども、全数替えてくれたと。それはそれで当然そういう思いでやったと思うんですけれども、そういう思いがあつたらば、なぜ道路改修したときに、今回、約350万円ほどの減額修正していますけれども、そういうところに、そういう質問のあつたときに、それに対して心配り、目配りはされないのかなと、そういうところが非常に疑問に思つて、やはりその仕事に関しては、あそこはこうやった、ここはこうだというのではなくて、しっかりとその辺はフォローしていただいて、利用する方、それに関わる方、そういう人たちに少なくとも満足感を与えられるような、そういう努力をしていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 林議員おっしゃる7号線と17号線では形状も違いますので、満足いくということでのところに答えになるかどうかあれですけれども、そこはやはり設計業者と現地も立ち会つて見させていただいておりますので、そういう工事でやり方が当然違つているものと感じておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 17号線の場合は、それを見た人たちは、ああこれはオーバーメンテだ

なという、そういう感覚を持って、いやそこまで行政がやってくれるなら、やはり何で7号線はという、そういう思いがあるということ、地区の人たちの思いであるということ、ちょっとここでご披露しておきたいなと思いますけれども、そんなことで、やはり適材適所というんじゃないけれども、それに合ったようなことをするためには、基本的には合意形成が必要だと思いますから、ぜひそういう合意形成の取れるような、そして取って、事業を執行していただきたいと。これはもう切なる思いです。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、林邦宏議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

本日は、3項目について質問します。

まず、1問目、新年度建設予定の西洗馬防災センターの設備及び今後の利用について伺います。

先日の全員協議会において一度お尋ねしておりますが、確認を含めて再度質問をさせていただきます。

12月の定例会の一般質問で、太陽光発電システム及び蓄電池設備は必要ではないかと質問させていただきました。村の回答は、整備しないということでしたが、その理由として、太陽光発電や蓄電池設備は地方債の対象外であること。また、整備するには、さらに1,300万円から1,700万円の費用が必要になる。常時利用する施設ではないため、発電しても売電することになり、単価も安く費用対効果が低い。非常用電源は、発電機などで賄えるとの答弁だったと記憶していますが、一般質問後、多くの方から費用等の課題はあるにせよ、日本はもちろん世界的な課題である温暖化のストップのためにも太陽光発電等に率先垂範して取り組むのが行政の役割ではないかとのご意見、ご指摘を多くいただきました。

そこで、伺います。

1、朝日村は、昨年ゼロカーボンビジョンを策定し、村民には再生可能エネルギー太陽光発電システムや蓄電器の導入に補助金を出して普及に努めていますが、施策を推進する立場の村が新設する公共施設に率先して取り組まないのは矛盾ではないか。財源については、私も県の危機管理防災課に問合せをさせていただきましたところ、いろいろな紹介をいただきました。さらに、検討する余地があるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

2、12月答弁で、防災センターは常時使用する施設ではないとの回答でしたが、村は建設する防災センターの利用促進、活用について、現時点では具体案がないと判断してよいのか。また、地区で公民館活動や地域のつながりの場としての活用を期待しているが、その方向性でよいのかお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、中村議員の西洗馬防災センターの設備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

西洗馬防災センターへの太陽光発電設備の設置についてでございますけれども、今回整備いたします西洗馬防災センターの建設には、地方債事業の緊急防災減災事業債を活用して行うことになっておりますけれども、この緊急防災減災事業では太陽光発電設備については対象にならないとされております。

また、これまで太陽光発電設備の設置が対象になっておりました地域活性化事業債、それと公共施設等適正管理推進事業債、これも地方債事業でございますけれども、これらの事業は本年度で事業が廃止されまして、令和5年度からは新たに脱炭素推進債として一本化されることになりました。この脱炭素推進債の適用を受けて事業を実施するためには、施設の公共施設等総合管理計画、それと地球温暖化防止実行計画の策定が必要となります。また、太陽光発電につきましても、自家消費が原則となっております、50%以上売電になる施設は対象外となります。

こうしたことから、来年度の西洗馬防災センター建設に併せて、太陽光発電設備を設置できる事業は現在のところないため、西洗馬防災センターの太陽光発電設備の設置は見合わせる事としております。

しかしながら、村では来年度、ゼロカーボンビジョンに基づきまして、役場庁舎、小学校はじめ主要な公共施設のゼロ化計画の策定に取り組んでいくこととしております。この計画

につきましては、環境省の事業になりますけれども、計画を策定して、公共施設のゼロ化に取り組む、そういったときの費用が環境省のほうから補助としていただけるものでございます。

この計画は、公共施設の電気などの使用状況等を調査しまして、再生可能エネルギー化、また電球のLED化、公用車の電気化等の計画策定を行いまして、先ほど申し上げました国の補助事業、地方債事業を活用しながら公共施設の脱炭素化を図ることとするものでございます。

西洗馬防災センターの太陽光発電設備の設置につきましても、改めてこの計画策定に併せて検討をしてみたいと考えております。

なお、こうしたことから西洗馬防災センターの屋根につきましては、太陽光発電設備が設置しやすいような片勾配の屋根としまして、強度設計も太陽光が乗せても大丈夫な強度になるよう設計をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、この防災センターの利用に関係するご質問でございます。

今回の西洗馬防災センターの建設につきましては、村の右岸側に災害時に指定避難所となる公共施設がないため、防災拠点の在り方検討会にて検討が行われまして、防災の拠点施設として建設することになったものでございます。

また、建設に当たりましては、緊急防災減災事業債を活用しているため、事業の採択要件としまして、災害時は指定避難場所、自主防災組織の防災活動拠点として、また、平時は自主防災組織の訓練や研修を行う施設としての利用を図ることになっております。

このため、村では平時は村内の自主防災会や防災に関する団体などの訓練、研修を行う施設として利用を図っていきたいと考えております。

なお、西洗馬防災センターにつきましては、西洗馬区を指定管理者に指定して管理を行っていくこととしておりまして、現在、管理の方法等につきましては、西洗馬区と協議を行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

今回の緊急防災事業債ではなく、別な事業債を使ってやるということ。これ、環境省のほうで出している地域レジリエンス炭素化の同時移行する公共施設への自立分散型エネルギー

施設導入推進事業というので2,000億円ぐらい見られているんですけども、これを使うということでもよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 中村議員の2回目のご質問でございますけれども、環境省の補助事業、幾つかメニューがございます、ちょっと分かりにくくなっている部分もございますけれども、現在村のほうで進めていますのは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金ということで、これ環境省の補助金でございますけれども、エントリーしてなかなか事業費も少なく、エントリーする市町村が多いと、なかなかちょっとハードルも高いんですけども、そういったものに補助金取れるようにエントリーをしていきたいということで、今整備を進めておりますので、できれば、その事業で検討していきたいということで、仮にその事業が駄目でも、先ほどちょっとご紹介させていただきました地方債事業の脱炭素化債というものが今度できます。それにつきましても、公共施設等の総合管理計画と地球温暖化防止の実行計画を策定すれば使えることにはなりますので、どちらかで検討はしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） いろいろ研究していただいているということでもいいかなというふうに思いますけれども、今、私の紹介したのは、県の防災課のほうからファクスいただいた、こんな事業があるというのがありまして、それによりますと、令和5年度の環境省の予算が約20億円ぐらいあるのは、これ県のほうから紹介していただきました。こちらに関しては、県通さずに環境庁マターの施策のようでございますので、そんなものをぜひ研究していただいて、防災センターだけじゃない、村内の幾つかの施設ございますので、活用していただけたらというふうに思います。

それと、2番目のほうの質問で、防災センターの活用についてのご説明いただきましたけれども、西洗馬区のほうに今後管理をお願いして、そういう中において活用の仕方も研究されるということであったんですけども、私が思うに、防災というのは堅牢な防災センターができたから、それで安心だということではなくて、日頃の公民館活動とか地域のつながり、自主防災会とか、そういう形の活動が活発になってこそ地域の防災力が上がるというふうに思われるんですよ。

ですので、日頃、防災センターを使って様々な取組、直接的には防災につながらなくても、それは一つ一つが防災につながっていく、いざというときに高齢者の方たち、あの方どうするんだ、あの方まだ来ていないよとか、そういう防災につながっていくと思うんですよ。ですので、建前上はそういう事業債を使うということで、仮称で西洗馬防災センターというような名前はつくでしょうけれども、その後に、多くの施設そうですよね。社会福祉協議会の「えべや」とか、それも最初には事業債の名前がくっつきますけれども、例えば絆を広げる場所とか、私も思いつきませんけれども、何らかの形で名称とか愛称等をつけていただく中において、そういう活動に活用していただく、平時活用していただくというのが大事かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 中村議員の言っているとおりでございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

先日新聞等で報道されています松本市のほうでもほっとスペースとか、それから山形村もトレセンで子供の施設を、居場所をつくっていくなんて報道も出ています。

非常に今、高齢化や子育ての上において、居場所というのがキーワードになってきていると思うんですよ。ですから、今、村長、そういうことを含めてきつと取り組んでいただけたらと思うんですけれども、ぜひせつかくつくった施設でございます。有効活用していくような方向でぜひ西洗馬公民館の皆さん、区民の皆さんとも話をして進めていっていただきたいと思えます。要望でございます。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 朝日村を流れる鎖川の水を利用した小水力発電の建設計画が2件あることの説明を昨年5月に伺いました。



1件は、県の企業局によるキャンプ場奥の砂防ダムの高さ18メートルを利用した減水区間のない直下型発電所の建設、もう1件が民間企業日本水力株式会社の三俣の砂防堰堤下部から取水して右岸に約1キロ弱の水路を敷設し、高低差を利用して発電する計画で、こちらは取水口から発電所までの間が減水する方式での建設計画でした。

そして、去る1月27日に日本水力株式会社様が1年間の調査の結果、鎖川での水力発電の事業化のめどが立ったとして、地元説明会が御馬越地区の集落センターで開催されました。説明では、右岸が急峻な地形であること、保安林の指定をされていることを理由に、県の指導で左岸に建設することになったとの説明がありました。

説明を聞いた地元の皆さんからは、「水路が住宅の上部を通ることは不安だ」、「電力の地産地消とあるが、地産ではあっても地消ではない」、「地元のメリットが感じられない」、「本流の環境を変えて環境教育になるのか必要性を感じない」など、建設に対する多くの疑問が出されました。

村は冒頭挨拶で、「村が主催した説明会ではなく、村は協力する形で共催している。」また、村長は会の最後に、安全が確認できるまで、建設に同意しない。説明を受けた内容は決定事項ではない。これから村民の皆さんと検討していく趣旨の発言をされました。

そこで、質問させていただきます。

- 1、村は鎖川を含めて、村を流れる水は誰のものと考えていますか。
- 2、朝日村の自然や清流、自然環境を変えてまで小水力発電は村に必要と考えていますか。
- 3、朝日村を流れる水を使って発電し、大手電力に売電し、その利益を一企業が半永久的に独占することになるが、朝日村、村民にとって何がメリットと考えているか。
- 4、異常気象が続く昨今の状況や大尾沢の水源の湧出量の減少など、今後の村の利水、農業用水、漁業者に発電所建設によって規制がかかるようなことはないかを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

[建設環境課長 大池 守君登壇]

○建設環境課長（大池 守君） それでは、中村文映議員ご質問の村の小水力発電に対する考え方につきましてお答えさせていただきます。

1番目につきましては、村としましては村内を流れている区間は村民皆様のものだと考えております。しかし、大きく捉えれば、日本国民全員のものではないかと考えられますので、お願いしたいと思います。

続いて、2番目につきましてですが、村としましては、自然環境への負荷を最小限にとどめ、地域住民の理解を得たことを前提といたしまして、国・県で推進する脱炭素社会2050ゼロカーボンに向けて、小水力発電の再生可能エネルギーが化石燃料を使った発電から切り替われば有意義なものであり、村に必要だと考えております。

続いて、3番目につきまして、議員おっしゃるとおりで、売電利益は一企業の独占にはなりません。発電施設建設への設備投資もかなりの金額が予想されます。黒字化へは数年かかると思われます。

村、村民へのメリットとしましては、発電施設にかかる固定資産税が見込めること、また、現地の施設点検に伴う現地作業員の雇用が上げられます。

続いて、④番ですが、発電が優先されることはないと考えております。当然、農業用水などが優先されますので、今後建設段階になった場合は、何らかの取決めを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

もちろん、私も地球環境の温暖化の防止、それから再生可能エネルギー、グリーンエネルギーへの推進には賛成の立場であります。小水力発電も有効な取組の一つであるとは考えています。

しかし、今、長野県なんかでもいろいろな各自で進められている山や緑地を切り開いての太陽光発電や、自然を、環境を大きく変えての水力発電というものはいかがなものかな。かえって森林破壊、自然破壊することによって環境への負荷、CO<sub>2</sub>の削減には、逆につながっていないのではないかというふうに考えています。

私が議員になった4年前になります、もう。中信平右岸土地改良区の研修会に参加させていただきました。その折に見学させていただいた梓川左岸の梓川に流れる水路を利用した小水力発電事業は、減水期間が全くなく、発電した電力は土地改良区の施設へ利用されたりとか、売電によって管理費や地元負担の軽減のために使われたというふうにお聞きしました。

また、その発電効果は一般家庭約1,000世帯分であり、年間消費量であり、CO<sub>2</sub>の削減は年2,000トン、杉の木にして約13万本分もの救出効果があるというふうにお聞きして感動したわけです。

でも、今回民間企業によるその発電は、先ほど課長のほうから説明していただいたんですけども、地元、固定資産税とか作業員の雇用があるというお話なんですけれども、それが地元のメリットかということになりますと、むしろその環境の悪化とか、住生活、住環境の悪化を招く計画のように思われるわけです。地元の皆さんも反対の要望書を村に出すというふうにも伺っています。いま一度、その企業の事業計画は横に置いておいて、地元の皆さんの声や村民の声に耳を傾けて、水の利用についてももう少し深めてみる必要があるかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 中村議員のおっしゃっていることは、全部私、分かります。さて、どうするかということですね。それで、長野県が進める、または国が進める、または世界が進めるゼロカーボン、いわゆる再生可能エネルギーをどのように使っていくか、使いこなしていくか、これはやっぱり我々のような自治体も真剣に取り組まなくちゃいけないテーマだと思っています。

今回、こういったお話をこの会社からいただいたときには、非常に今言った国も県も進めている、こういったことを進めなくちゃいけないという、そういう中でありますから、先ほども中村議員も温暖化ストップのためにというような表現をされていますけれども、そういったことで、やっぱり我々はどういうことでそういった再生可能エネルギーを使いこなしていけるかというのは、やっぱり考えていかななくちゃいけないことだと私は思います。

しかし、まだこの間、最初は右岸を通すという話が突然に御馬越の住宅地の上を通すというような話になったり、今、設計がまだ定まっておきませんので、またこの間聞いたら、やはり上は我々もちょっと難色を示したんです。やっぱり危ないと。そうしたら、また県のほうと相談したら、県道を通していいというような話もまた浮上してきたりですとか、いろいろまだ設計が煮詰まっていない段階でありますので、もう少し設計が煮詰まってから私ども行政としても判断をしていきたいと思えます。

ただし、今やろうとしていることは、非常に地球規模において有効なことをやろうとしておるテーマでありますから、一概に駄目じゃなくて、もう少し詳細設計を見て、これだっらいけるというところを住民の皆さんともう少しすり合わせをして、結論を出していきたいと思えます。

あくまでも安全でなくちゃいけないし、そして一番の地元の住民の皆さんが、みんなが快

く賛同していただかないと、やっぱり事業としては進められませんので、もう少し詳細設計を我々は待っているところであります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） よくこの頃新聞報道で見るとはすけれども、外資が、特に中国のほうなんですけれども、北海道などで水源林が買い占められているみたいなお話を聞きます。それって何か非常に今現在、国民の関心事にもなっているかと思うんですよ。今、建設しようとしているのは、私企業ですよ。その極端な言い方をしまえば、場合によって、よく太陽光の発電所なんか転売されるような話もお聞きしています。必ずそこはつくったところは開発したところ、開発計画を立てたところが実行者じゃなかったり、本当のお金を出したところじゃないなんていうお話も結構聞いているんですよ。場合によっては、その会社が利益目的のために施設を売却することも考えられますし、逆に経営破綻することだって考えられるわけですよ。こういう社会でございますので、そのときに買収相手が多国籍企業であったりすることだって十分考えられるかと思うんですよ。

そういうことで、その辺も村としては、村長の説明の中には来ていただく企業さんに対しては、信頼できる企業さんじゃないかという説明もございましたが、やっぱり慎重に検討する必要もあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○7番（中村文映君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） そのとおりだと思います。ただ、何ていいますか、水の権利を全部持ってっちゃうわけでもないし、土地を全部買っちゃうわけでもないし、さっきの比較された中国の企業が水源林を買収しちゃったというのとはちょっと話は違うのかなとは思っています。

何を一番言えばいいのかといいますと、おっしゃるとおりで、もうちょっと時間をいただいて、具体的にどういう形になるのかということまでいかないと、今まだ不透明な段階の話ですので、もう少し時間をいただいて、私たちが情報を得たら、すぐに地元にも議員の皆様にもフィードバックをしてきますので、そういう中で可否を最終的に結論を出していくということで、私はいきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、村長のほうから慎重にこれから出てくる計画も見て、検討していくという発言をいただきましたけれども、私ども同じ東筑摩の中で、生坂村が国の脱炭素の先行地域への応募をしたというニュースが先日報道されていましたが、村が出資して電力会社や民間の企業も参画してもらって、村がエネルギー会社を設立するというものです。再生可能エネルギーを地域内で発電消費し、電力を設立したエネルギー会社が買い取り、小規模送電網も導入して電力の地産地消を図るといったことのようなのです。

その中の事業としては、各家庭への近隣後背地への太陽光発電施設への補助、それから木製ペレットストーブの導入支援及びペレットも村で生産して産業の創出を図る。また、生坂村のところを流れる犀川の生坂ダムを利用した小水力発電も考えているというふうに聞いております。

生坂村のこの取組、うちの村よりも半分も小さいような村でのこういう取組も非常に朝日村の今後の環境政策に非常に参考になるかと思っておりますので、ぜひいろいろ研究していただき、取り組んでいっていただきたいと思っております。

あと、この問題が起きたときに、村民の皆さんから私のところに来た意見としては、ごく一部の御馬越地区、建設がされる地区への説明はあったかもしれないけれども、ほかの村民には知らされていないよという意見がたくさんございました。

ぜひ、こういう建設計画が村の鎖川で起きているということ、こんな小さな村でございますので、ぜひ村民に、多くの村民にも聞いていただいて、その中でご意見をいただき、判断をしていっていただきたいということをお願いして、私の2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） あさひ保育園の自然保育についての考え方を伺います。

長野県は、平成27年（2015年）全国に先駆け、自然保育の社会的認知及び信頼性の向上を図り、もって「子育て先進県ながの」の実現を目指すとして、信州型自然保育認定制度を設けました。

自然保育とは、豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子供の感覚が豊かに刺激され、子供の主体性、創造性、社会性、協調性等が育まれ、心身ともに健康に成長することを目指した保育ということですが、認定制度を設けて8年が経過し

た現在、令和4年10月のデータですが、県内約半数の市町村の270の園が認定されています。それは、県が目指す信州型自然保育の考えが理解され、浸透した結果だと思えます。

そこで、朝日村のあさひ保育園の自然保育への考えを伺います。

1、あさひ保育園では、既に県の自然保育的保育を行っていると聞いていますが、現在どんな取組状況でしょうか。

2、既に取り組んでいるならば、一步進めて、県の信州型自然保育認定制度に申請し、認定を受ける方向に進めたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條保育園長。

〔保育園長 上條浩充君登壇〕

○保育園長（上條浩充君） それでは、中村議員の保育園は自然保育について、現在どのような取組をしているのかについて、最初にお答えさせていただきたいと思えます。

朝日村では、長野県が進める信州型自然保育認定制度、いわゆる山保育に紹介されている保育、これはあさひ保育園では実際にふだんやっている保育の内容だということを考えております。

園児の活動は、古見のオシメヤマや縄文むら公園で駆け回り、鎖川で遊び、保育園農園での土と格闘しながら野菜を育てて、秋にはサツマイモを焼いて食べるなど、毎日が新しい発見と、それと泥や草、雪まみれになって遊びをつくり出す力、自然の不思議さを体感できるような活動をしているところでございます。中でも、オシメヤマと縄文むらには、子供たちの好奇心をかき立てるアイテムが無限にありますので、子供たちのお気に入りのフィールドになっています。

子供たちが自然の中に体を預けて、自らが主体的に考えて行動して、探検、木登り、枝を使って遊びを創作する。このような幼児期の体験活動が健全な成長を促すということを保育士が理解をして保育に取り組んでいるところでございます。

今、お答えした以上に、もっともっと多彩に外に出て活動しておりますので、ぜひ子供たち、保育士の姿を保育園で見いただければありがたいと思えます。

簡単でございますけれども、保育園の状況は以上でございます。

2問目の質問も一緒に、じゃ、お答えいたします。

2問目の質問の信州型自然保育認定制度の認定を受ける方向に進めてみてはどうかということでございます。

先ほどもご回答させていただきましたが、ご存じのとおり、あさひ保育園は、もともと自然を相手に保育をしてきておりますので、県で言う特化型と普及型、要するに普及型などの認定を取らなくても十分な自然活動を実施しているものと考えております。

現在、長野県には議員がおっしゃるとおり保育園、こども園、幼稚園、認可外保育園、実は896施設対象となる施設がありまして、制度から8年たちますが、認定を受けているのは私の中では30%、270施設となります。

市町村の保育園というのには、市町村の保育園としてのそれぞれの役割がございます。それぞれの実情によって保育が行われていると考えております。認定を受けることによりまして、自然保育を希望されている方には大変有効に受け止められるもの。その一方で、希望されない家庭には、園に来にくく感じる方もいらっしゃるということになっております。

また、自然保育の認定を取るためには、実は年間にわたり時系列で記録を取り、毎年多くの資料をまとめて報告書を作成して提出することが義務づけられています。そして、保育者には専門研修、毎年受講が課せられ、時には事例発表する場合もございます。

この1年、園長として保育士の姿を1年間見させてきていただきましたが、保育士は子供の受入れから帰宅までの間は子供から目を離せないため、休憩もゆっくり取れない状態でございます。そして、園児の帰宅後にやっと遊具や部屋の消毒、それからそれぞれの子供の記録をまとめ、次の日の準備をして1日の業務を終了させるということになって精いっぱいになっております。

そして、全国的に現在保育士の多忙さが報道されておりますけれども、朝日村では業務効率化のために、今年度保育支援システムを導入して、保育士の負担の軽減を図っていることはご存じのことだと思います。このような状態の中で、今もし認定を受けた場合、保育士への業務の負荷が増大することも懸念されるところでございます。保育士の心身がともに健康で、日々明るく元気に子供たちの前に立つことが健全な保育を生み出していきます。

そこで、現段階としては、信州型保育の認定を受けることにつきましては、いましばらく研究を重ねていきたいなという所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、園長のほうから説明していただきました。既に今、朝日の保育園でやっているのは、県の自然保育の基準を十分満たしているほどやっている。特化型と普及

型があるわけですがけれども、私の対象にしているのは普及型への認定をしたらどうかということなんですけれども、せっかくそれだけやっているのに、今、園長のほうからは、保育士さんが非常に多忙だと。今の業務の中で手いっぱいだという状況もよく分かりましたけれども、でもそれは村立の保育園でございますので、人手をどうするかということは、これはまた村の人事の問題でございますので、もし足りないようだったら、やっぱり積極的に募集をしていただくということで、子供の認定とは別の問題として議論されるべき問題だと思うんですよ。働く保育士さんの労働環境とか、そういうことについても、それはまた別の問題として私は討議すべき問題だというふうに思うところです。

やっぱり認定園になることによって、メリットというのが県のほうから言われています。それは、先ほど研修会があるのがまた大変だというような保育園長の発言でしたけれども、やっぱり研修会や交流会に職員が参加できる、そういう県が主催する研修会や交流会に参加できる。それから、自然体験や安全管理の専門家の派遣が受けられる。これ、指導を受けることができるということですよね。それから、フィールド等の整備に対して、補助金も出ますよと。例えば、今回縄文むら、去年整備をしましたけれども、縄文むらがそういうフィールドとして指定されれば、そこの維持管理費について、たしか100万円だったと思うんですけれども、上限にして補助金が出たりとか、そういう補助もあるわけですよね。

ですから、私はそういうものというのは非常に大きなメリットではないかなというふうにも思いますし、たくさん朝日の中で保育園があるということになれば、例えばいろいろな保育園の中の経験を保育士さん同士で交流して情報交換したり、こういうことやったらよかったよとか、そういうことができるかと思うんですけれども、何しろ一村一園体制のあさひ保育園にとっては、外部の刺激というものが私は非常に大切じゃないかなと思うんですよ。やっぱり忙しい中でも、保育士さんは県のそういう研修会や交流会に出て、やっぱり刺激を受けるといことが今、朝日の保育園にとって必要なことだというふうに思うわけですよ。

ですから、大変なことはもちろん分かります。一生懸命やってくれていることも分かります。でも、そこを何とかして行ってほしいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條保育園長。

〔保育園長 上條浩充君登壇〕

○保育園長（上條浩充君） それでは、お答えいたします。

保育士さんの研修、それから交流会、とてもそれは必要なことです。実際に東筑、県の研



修会に朝日村の保育士は何回も人数分けて出席をしております。保育士同士の研修会、交流もしております。ここ数年はZ o o mで行ってございましたけれども、これは県、また東筑、それから全国もありますので、そちらのほうに積極的に参加しております。

今回、これをやることによってそれプラスこの研修がついてくる。ふだんやっている保育の実践とかやっているものに対して、資料をつくって、それを申請していくというプラスの業務が増えてくるということになります。

ですので、今の段階としてはやっているもので、できれば長野県にはやっている保育園はここですよという紹介もしていただきたいということで、私のほうからは県にお願いしていきなさいなと思っています。

認定を取る取らないとは別に、やっている保育園はということで、お願いをしてみたらどうかなということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ちょっと確認ですけれども、1年間を通して自然保育をしているための講習会を受けた保育士さんはいらっしゃいますか。これ、認定基準の中にあるんですけれども、いらっしゃいますか。

それと、もう一つ、保育士さんの中の半数が保育士、それから幼稚園教諭、保育園教諭の資格を有していることが条件となっていますが、これは今、あさひのほうではクリアされていますか。

○議長（北村直樹君） 上條保育園長。

持ち時間が3分を切りました。手短にお願いいたします。

〔保育園長 上條浩充君登壇〕

○保育園長（上條浩充君） それでは、まず研修会のことについてお話させていただきます。

自然型ということで、特化した研修はありませんので、保育士の研修の中で必ず自然保育の研修の中、メニューの中に入ってきます。その1日受ける中の1こまとかで入ってきますので、特化した研修はないです。

そして、保育士の免許を持っているか、持っていないかですけれども、持っていないと保育園ができませんので、8割、9割の職員が保育士免許を持っています。補助員として入っている職員は3名ほどいますけれども、全員が保育士、幼稚園免許を保持しております。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

[ 7 番 中村文映君登壇 ]

○7番（中村文映君） やっぱり自然保育をするにおいては、専門的知識が必要かなというふうにも私も思いますので、その一般の研修の中じゃなくて、やっぱり特化した、今、あさひ実際にやっている、自然保育やっていますので、やっぱりそこに特化したぜひ保育士さんも養成していただきたいなというふうに思います。

あと、もう一点、村長が課長経験者である上條園長を保育園に据えたことの意義というのは、やっぱり保育士さんにできないシステム化とか、それからこういう申請事に関して村長は期待していると思うんですよ。そういうことができる方、今までの従来の保育士さんは、本当に保育にとっては特化して素晴らしい保育をさせていただいていると思うんですけども、事務方としての経験はやっぱり上條園長に期待していることが多いかと思いますので、ぜひ今後、しっかり時間を、すぐということではなくても、ぜひ認定に向けて進めていっていただけたらということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、中村議員の3問目の質問は終わりました。

これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は終了します。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年朝日村議会3月定例会 第3日

議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月17日(金)午前9時30分開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 発議第1号並びに議案第5号から議案第21号まで及び議案第24号から議案第37号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 同意第 1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第17 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 諮問第 1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの議案提案説明
- 第19 諮問第 1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの議案内容説明
- 第20 諮問第 1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの質疑、討論、採決

第21 議員派遣について

第22 閉会中の継続調査の申出について

---

出席議員（9名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
11番	北 村 直 樹 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 清 沢 正 毅 議員

6番 林 邦 宏 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎発議第1号並びに議案第5号から議案第21号まで及び議案第24号  
から議案第37号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第3、発議第1号並びに議案第5号から議案第21号まで及び議案第24号から議案第37号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第1号 朝日村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 朝日村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 朝日村公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 朝日村空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 朝日村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 朝日村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 朝日村電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 朝日村町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



次に、議案第29号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和5年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和5年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和5年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和5年度朝日村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの

#### 上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第4、諮問第1号及び日程第5、諮問第2号並びに日程第6、同意第1号から日程第17、同意第12号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第18 ただいま提出されました諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの提案理由の説明を求めます。

お諮りいたします。同意第11号は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、同意第11号の質疑、討論、採決は、5番、高橋廣美議員に退席を求めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

それでは、説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、人事案件の諮問2件、同意12件の計14件でございます。

初めに、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

任期は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間でございます。

次に、同意第1号から同意第12号、農業委員会の推薦につき同意を求めることにつきましては、農業委員会に関する法律の規定により、農業委員を任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。任期は令和5年4月16日から令和8年4月15日までの3年間でございます。

以上、本日追加提案いたしました議案等につきまして、ご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。

---

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第19、諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時55分

○議長（北村直樹君） これより、本会議を再開いたします。

---

◎諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの  
質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第20、諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までの質疑、討論、採決を行います。

お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号までは人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当議会の意見は、清沢周司氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、当議会の意見は清沢周司氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当議会の意見は、羽多野さき子氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は羽多野さき子氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、同意第1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

塩原七男氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第1号、塩原七男氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

清沢茂幸氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第2号、清沢茂幸氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

上條千夏氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第3号、上條千夏氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

齊藤正法氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第4号、齊藤正法氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

清沢秀樹氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第5号、清沢秀樹氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

清沢美智穂氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第6号、清沢美智穂氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。



次に、同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

中村元信氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第7号、中村元信氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

三村 昇氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第8号、三村 昇氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

小島正弘氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第9号、小島正弘氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

北村小百合氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第10号、北村小百合氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

次に、同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、5番高橋廣美議員の退席を求めます。

[5番 高橋廣美議員 退場]

○議長（北村直樹君） お諮りします。高橋廣美氏について、農業委員会委員会の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第11号、高橋廣美氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

ここで、高橋廣美議員の入場を許可いたします。

[5番 高橋廣美議員 入場]

○議長（北村直樹君） 次に、同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

柳沢武利氏について、農業委員会委員の任命につき同意をすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第12号、柳沢武利氏の農業委員会委員の任命につき同意をすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第21 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第22 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和5年度骨格予算等、多くの議案のご審議と原案どおりの可決をいただきありがとうございました。

議員の皆様方も私も任期が終わり統一地方選に臨みます。ご勇退をされる議員さんもおられますので、一言お礼を申し述べたいと思います。長きにわたり村の発展のためにご尽力を

いただきました。改めて感謝を申し述べたいと思います。ありがとうございました。

なお、今後とも朝日村発展のために、村政にご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

来月から令和5年度がスタートいたします。議員の皆様におかれましてもご自愛をされ、新年度も朝日村発展のため、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶いたします。

今定例会、誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和5年朝日村議会3月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時06分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員